

令和6年第5回安平町議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月19日（水曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和6年6月19日（水曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	7番 三浦 恵美子	8番 箱崎 英輔
9番 内藤 圭子	10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁
12番 多田 政拓		

4 欠席議員 5番 田村 興文 6番 工藤 隆男

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 井内 聖
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	総務課長 岡 康弘
総務課参事 池田 恵司	政策推進課補佐 本多 英紀
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 奥田 浩司
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小坂橋 憲仁
水道課長 佐々木 貴之	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 村上 純一	

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第1号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議長諸般事項報告
日程第3		会期の決定
日程第4	報告第1号	例月出納検査報告について
日程第5		行政報告
日程第6	報告第2号	令和5年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第7	報告第3号	令和5年度安平町一般会計事故繰越計算書の報告について
日程第8		一般質問
日程第9	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について
日程第10	議案第1号	安平町副町長の選任の同意について
日程第11	議案第2号	安平町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第3号	安平町合宿所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第4号	令和6年度安平町一般会計補正予算（第2号）について
日程第14	議案第5号	令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第15	議案第6号	令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第16	議案第7号	令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第17	議案第8号	令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第18	意見案第1号	企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書（案）について
日程第19	意見案第2号	次期戦闘機輸出の閣議決定の撤回を求める意見書（案）について
日程第20	意見案第3号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）について
日程第21	意見案第4号	地方財政の充実・強化に関する意見書（案）について
日程第22	意見案第5号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について

日程第23		議員派遣の件について
日程第24		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第25		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第26		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名 ～ 日程第8 一般質問

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

2 番	米 川 恵美子
7 番	三 浦 恵美子

会 議 の 顛 末

◎ 議長あいさつ

(議長起立)

○議長(多田政拓君) おはようございます。第5回安平町議会定例議会のご案内をしましたところ、議員各位並びに説明員の皆様方にはご参集いただきご苦労様です。先の臨時会以後、天候も大変良い天候に恵まれまして当町の菜の花イベントも盛大に、盛況を呈していたと報告を受けています。安平町としては震災前の状況に町の活動が戻りつつあると体感できる月でした。ただ、6月に入りましてから高温になっております。真夏日になるような近い気温になっていきますので、体調には留意していただきたいと思っています。

なお、6月定例会から議会における服装についてはノーネクタイなど軽装での出席を認めていますので、暑い場合には上着を脱いで体調管理をしていただくようお願いいたします。

(議長着席)

会議の前にご報告します。5番田村議員と6番工藤隆男議員より欠席の届け出がありましたのでご報告します。また、説明員の政策推進課長も欠席の連絡があり、代わりに本多補佐が報告事項2件に対応するため出席していただきますことをご報告します。それでは開会します。

[開会・開議 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長(多田政拓君) 只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、只今から令和6年第5回安平町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により

2番 米川 恵美子 議員
7番 三浦 恵美子 議員 を指名致します。

◎ 日程第2 議長諸般事項報告（委員会報告含む）

○議長（多田政拓君） 日程第2、議長諸般事項報告を行います。
本年3月定例会の報告内容以降における議長の諸般事項報告は、お手元に配布のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
次に各委員長から閉会中に行われた所管事務調査等の報告の申し出がありますのでこれを許します。はじめに次世代半導体調査特別委員会の調査報告をお願いします。

〔米川次世代半導体調査特別委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川委員長。
○2番（米川恵美子君） はい。

令和6年3月29日

安平町議会議長 多田 政拓 様

次世代半導体調査特別委員会
委員長 米川 恵美子

次世代半導体調査特別委員会報告書（中間報告）

本委員会は、閉会中、次世代半導体製造工場調査のため委員会を開催したので、安平町議会議規則第76条の規定により報告します。

記

- 1 調査の目的 次世代半導体製造工場の調査
- (1) 事 件 ラピダスに係る情報共有について

- (2)日 時 令和6年2月26日(月)午後4時32分～午後5時22分
- (3)場 所 総合庁舎議場
- (4)出席委員 米川委員長、工藤秀一副委員長、小笠原委員、鳥越委員、工藤隆男委員、三浦委員、箱崎委員、内藤委員、高山委員、梅森委員
- (5)欠席委員 田村委員
- (6)委員外 多田議長
- (7)事務局 木林事務局長、石塚課長補佐

(8)結果

現在千歳市に建設中のラピダスについて、全体的なスケジュールや量産開始の時期、関連産業を含めた従業員数、経済波及効果、安平川から取水した工業用水の送水ルート概要、北海道との連絡・連携の体制などについて情報共有を行った。

以上

○2番(米川恵美子君) 以上です。

○議長(多田政拓君) ご苦労様です。次に議会運営委員会の所掌事務調査報告についてをお願いします。

[高山議会運営委員長挙手]

○議長(多田政拓君) 高山委員長。

○10番(高山正人君)

令和6年6月13日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議会運営委員会
委員長 高山 正人

所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 調査目的 所掌事務調査

- (1) 事 件 令和6年第2回安平町議会定例会（議事運営）の反省について
- (2) 日 時 令和6年3月14日（木）14時45分～14時47分
- (3) 場 所 安平町総合庁舎議長室
- (4) 出席委員 高山委員長、内藤副委員長、梅森委員
- (5) 欠席委員 田村委員、工藤（隆）委員
- (6) 委員外 多田議長
- (7) 事務局 木林事務局長
- (8) 結 果

今定例会において課題となることはありませんでした。

以上

1回目の委員会は、3月14日木曜日に開催し令和6年第2回定例会の議事運営の反省を事件に開会しましたが、大きな課題等はありませんでしたので口頭で報告します。

2回目の委員会は、6月13日木曜日に今定例会の議事運営を事件として開催しておりますので報告書をご覧ください。

令和6年6月13日

安平町議会議長 多田 政拓 様

議 会 運 営 委 員 会

委員長 高山 正人

所 掌 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中所掌事務調査のため委員会を開催したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 調査目的 | 所掌事務調査 |
| (1) 事 件 | 令和6年第5回安平町議会定例会の議事運営について |
| (2) 日 時 | 令和6年6月13日（木）10時00分～11時18分 |
| (3) 場 所 | 安平町総合庁舎 議員控室 |
| (4) 出席委員 | 高山委員長、内藤副委員長、梅森委員 |
| (5) 欠席委員 | 田村委員、工藤隆男委員 |
| (6) 委員外 | 多田議長 |
| (7) 説明員 | 田中副町長 |
| (8) 事務局 | 木林事務局長、石塚課長補佐 |
| (9) 結 果 | 令和6年第5回安平町議会定例会の招集に伴い本委員会を開催し、田中副町長から今定例会提出案件の概要について説明を受けた後、議会提出案件及び審議の方法など議会運営のための所要の協議を行い、委員会を終了しました。
協議の内容については別紙のとおりです。 |

別 紙

議会運営委員会協議決定（確認）事項

- 1 付議案件等

(1) 町長提出案件 11件

- ①報告案件 2件 (令和5年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び事故繰越計算書の報告)
- ②人事案件 2件 (人権擁護委員の推薦に伴う諮問1件、安平町副町長の選任の同意1件)
- ③条例改正 2件
 - 一部改正 2件 (学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定、合宿所条例の一部を改正する条例の制定)
- ④補正予算案 5件 (一般会計、国保及び後期高齢、介護保険、下水道事業)

(2) 議会提出案件について 10件

- ①報告案件 1件 (例月出納検査報告)
- ②意見書案 5件
- ③その他議決を要するもの 4件 (議員派遣の件、各委員会閉会中の継続調査申し出3件)

2 会期について

会期は6月19日(水)から20日(木)までの2日間とし、21日(金)を予備日とすることに決定しました。

3 議事日程について

本委員会開催までに議員発議による意見書案の提出が4件と議長会から要請のあった意見書案が1件あったので、その日程を追加するとともに、議会開催日前まで追加の議案や意見書等の提出があれば、議長と協議のうえその件数を追加した議事日程を開会当日に配布し議事を進めることに決査定しました。

4 一般質問について

7名の議員から12件の通告がありました。

一議員 質問・答弁を合わせて1時間の時間制限があるので、制限時間直前に質問した結果、答弁の最中に1時間を超えるということがないように、また、質問内容が重複するなどの理由がある場合を除き、通告内容については必ず質問を行い、内容を逸脱せず、質問・答弁とも簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

5 人権擁護委員の推薦に伴う諮問について

人権擁護委員の推薦(諮問)は、提案説明を受け質疑を行った後、暫時休憩を取り議員控室において全議員による意見調整を行い、その結果に基づく答申書を作成・配布して会議を再開し、討論を省略し採決を行うことに決定しました。(従前

どおり)

6 安平町副町長の選任同意議案について

先例に基づき議案上程後、対象者には退席していただき、提案説明、質疑、討論、採決の順で審議することに決定しました。

7 議会の服装について

これまで同様6月議会からノーネクタイなど原則として軽装で差し支えないものと決定しました。

以上

○10番（高山正人君） 以上、報告します。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に各一部事務組合議会の報告について関係議員より報告願います。はじめに安平厚真行政事務組合議会の報告をお願いします。

〔米川安平・厚真行政事務組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子君） 安平・厚真行政事務組合議会議員の米川よりご報告申し上げます。

「資料朗読」

令和6年4月15日

安平町議会議長 多田 政拓 様

安平・厚真行政事務組合議会議員 米川 恵美子
同 内藤 圭子

安平・厚真行政事務組合議会報告書

過日開催された安平・厚真行政事務組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会議名 令和6年第1回安平・厚真行政事務組合議会定例会
- 2 開催日 令和6年3月1日（金）午後1時30分
- 3 開催場所 安平町総合庁舎議員控室
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、議事日程に従って議事が進められ、令和6年度組合行政執行方針を行った後、発議1件、議案10件について審議を行いました。
- 5 付議事件及び審議結果
 - (1) 発議第1号 安平・厚真行政事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について 原案可決
※議会運営のデジタル化（ペーパーレス化）を進めるため、議場にタブレット端末を持ち込めるよう所要の改正を行うもの。
 - (2) 議案第1号 安平・厚真行政事務組合議会議員の議員報酬及び特別職の職員で非常勤のものに対する報酬並びに費用弁償に関する条例を廃止する条例の制定について 原案可決
※条例及び規則等の適時性や適切性を確保するため、議会議員及び特別職の職員で非常勤のものをそれぞれ分けて条例を制定するため、本条例を廃止するもの。
 - (3) 議案第2号 安平・厚真行政事務組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について 原案可決
※組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるもの。
 - (4) 議案第3号 安平・厚真行政事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償に関する条例の制定について 原案可決
※組合特別職の職員で非常勤のもの費用弁償に関し必要な事項を定めるもの。
 - (5) 議案第4号 安平・厚真行政事務組合例規集整備事業に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 原案可決
※条例及び規則等の適時性や適切性を確保するため、関係する条例の条文を整理するため本条例を制定するもの。

- (6) 議案第5号 安平・厚真行政事務組合証人等の費用弁償に関する条例の全部を改正する条例の制定について 原案可決

※証人等の費用弁償について、安平町に準じて変更するため、この条例を制定するもの。

- (7) 議案第6号 安平・厚真行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正する条例の制定について 原案可決

※令和5年人事院勧告において在宅勤務等手当が創設されたことから所要の改正を行うもの。

- (8) 議案第7号 安平・厚真行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決

※地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となったことから所要の改正を行うもの。

- (9) 議案第8号 安平・厚真行政事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 原案可決

※安平町に準じ、東京都及び政令指定都市における交通費を実費支給に改めるもの。

- (10) 議案第9号 令和5年度安平・厚真行政事務組合会計補正予算(第3号)について 原案可決

※今回の補正は、施設整備基金繰入金の決定により、歳入歳出予算の総額からそれぞれ52万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5983万2千円とするもの。

歳出補正は工事請負費等の執行残52万2千円を減額するもので、歳入は施設整備基金繰入金52万2千円を減額するもの。

- (11) 議案第10号 令和6年度安平・厚真行政事務組合会計予算について 原案可決

※令和5年度予算は対前年度比102.9%、783万2千円増の総額2億7532万6千円とするもの。

歳出の款ごとの主な増減額の内容は、1款 議会費は前年同額、2款 総務費は住居手当等が減額する一方で、公用車の夏冬タイヤの購入や公金取扱手数料の有料化に伴い28万1千円の増、3款 衛生費は指定ごみ袋作製単価の上昇や電気料金の上昇、ごみの分別ガイドブックの更新、ごみ収集委託料の増加により755万2千円の増となった。

歳入は、1款 分担金及び負担金は1003万7千円の増(安平町665万7千円の増、厚真町338万円の増)、2款 使用料及び手数料は、主に資源用袋の販売

終了などにより160万4千円の減、3款 財産収入は、鉄くずやアルミ等の単価アップが見込まれ28万4千円の増、4款 繰入金は施設整備工事の減により101万8千円の減、5款 繰越金は科目設定、6款 諸収入は容器包装リサイクル協会からの配当金が13万3千円の増が見込まれる。

○安平・厚真行政事務組合議会議員（米川恵美子君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に胆振東部消防組合議会の報告をお願いします。

〔工藤秀一胆振東部日高西部衛生組合議会議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○胆振東部消防組合議会議員（工藤秀一君） 胆振東部消防組合議会報告。

令和6年4月15日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部消防組合議会議員 工藤 秀一
同 箱崎 英輔

胆 振 東 部 消 防 組 合 議 会 報 告 書

過日開催された胆振東部消防組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会議名 令和6年第1回胆振東部消防組合議会定例会
- 2 開催日 令和6年3月19日（火）午前10時
- 3 開催場所 厚真消防団 分団詰所（1階会議室）
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、議事日程に従って議事が進められ、行政報告及び施政方針を行った後、議案3件、報告1件について審議を行いました。
- 5 付議事件及び審議結果
 - (1) 議案第1号 令和5年度胆振東部消防組合補正予算(第4号)について

原案可決

※今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,533万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億4,408万8千円とするもの。

歳出補正の主な内容は、監査委員経費及び消防団の報酬等の確定に伴う減額、各種委託料及び工事請負費等の執行残の減額、その他事業確定による執行残の減額を行なうもの。

歳入の主な補正については、執行残の整理に伴う各町分担金等の減額を行うもの。

(2) 議案第2号 胆振東部消防組合手数料条例の一部改正について

原案可決

※地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額が見直されたことから、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可及び承認に係る手数料を引き上げるもの。

(3) 議案第3号 令和6年度胆振東部消防組合予算について

原案可決

※令和6年度予算は、対前年度比159.1%、21億9668万3千円増の総額35億7762万7千円とするもの。

歳出、1款 議会費は報酬及び旅費で33万円の減額。2款 監査委員費は前年同額。3款 消防費は、消防本部・厚真支署庁舎整備の実施設計費及び施設整備建設工事費、各支署の備品購入費等を計上し21億8737万5千円の増額。4款 公債費は、主に厚真支署の元金及び一時借入金の利子償還金等で963万8千円の増額。5款 予備費は前年同額。

なお、令和6年度の各組合構成町の分担金は次のとおり。

○令和6年度構成町分担金

(単位：千円)

年度 構成町	令和5年度	令和6年度	増減	対比
安平町	317,992	356,650	38,658	12.2%
厚真町	307,182	403,793	96,611	31.5%
むかわ町	446,216	455,216	9,000	2.0%
計	1,071,390	1,215,659	144,269	13.5%

○令和6年消防施設費（安平消防施設費分）

救助資器材等の購入 1,687万6千円

- (4) 報告第1号 現金出納例月検査の結果報告について 報告済
※ 監査委員から2月27日に実施した令和5年度11月分～1月分の現金出納例月検査の結果報告があり、その写しの配付をもって議会への報告としたもの。

- 胆振東部消防組合議会議員（工藤秀一君） 以上です。
○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。次に胆振東部日高西部衛生組合議会の報告をお願いします。

〔鳥越胆振東部日高西部衛生組合議会議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
○胆振東部日高西部衛生組合議会議員（三浦恵美子君） 胆振東部日高西部衛生組合議会の報告をいたします。

「資料朗読」

令和6年4月15日

安平町議会議長 多田 政拓 様

胆振東部日高西部衛生組合議会議員 三浦 恵美子
同 鳥越 真由美

胆振東部日高西部衛生組合議会報告書

過日開催された胆振東部日高西部衛生組合議会定例会に出席したので、次のとおり議会の概要を報告します。

記

- 1 会議名 令和6年第1回胆振東部日高西部衛生組合議会定例会
- 2 開催日 令和6年3月19日（火）午前10時00分
- 3 開催場所 むかわ町産業会館
- 4 経過 議長の開会・開議宣告の後、議事日程に従って議事が進められ、議案3件について審議を行いました。

5 付議事件及び審議結果

- (1) 議案第1号 胆振東部日高西部衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

原案可決

※地方自治法の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行うもの。

- (2) 議案第2号 胆振東部日高西部衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

原案可決

※地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について関係する条例について所要の改正を行うもの。

- (3) 議案第3号 令和6年度胆振東部日高西部衛生組合一般会計予算

原案可決

※令和6年度予算は、歳入歳出予算の総額を1億8,263万2千円と定めるとともに、一時借入金の最高額を1,500万円とするもの。

なお、各構成町の負担金は次のとおり

○令和6年度構成町負担金

(単位：千円)

年度 構成町	令和5年度	令和6年度	増減	対比
安平町	20,325	19,399	△926	△4.6%
厚真町	14,376	13,115	△1,261	△8.8%
むかわ町	21,626	21,142	△484	△2.2%
日高町	25,418	24,779	△639	△2.5%
平取町	26,172	26,731	559	2.1%
計	107,917	105,166	△2,751	△2.5%

○胆振東部日高西部衛生組合議会議員（三浦恵美子君） 以上です。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。以上で諸般事項の報告を終わります。

◎ 日程第3 会期の決定

○議長（多田政拓君） 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本定例会の会期は先ほどの議会運営委員長報告のとおり本日6月19日と20日の2日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は6月19日、20日の2日間と決定しました。なお、議会運営委員長の報告のとおり、6月21日を予備日とします。

◎ 日程第4 報告第1号

○議長（多田政拓君） 日程第4、報告第1号例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりでありますので、以上で報告済みといたします。

◎ 日程第5 行政報告

○議長（多田政拓君） 日程第5、行政報告を行います。町長から発言の申し出がありますのでこれを許可します。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 皆さんおはようございます。令和6年第5回安平町議会定例会にご参集の皆様大変ご苦勞様です。また、傍聴席にお越しいただいた皆様、あびらチャンネルで議会中継をご覧いただいています皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど議長の方からもご挨拶の中で触れられておりました5月18日から6月9日にかけて開催実施されました菜の花散歩のイベントですとか、関連事業の実施によりまして5月18日と19日及び25と26日の、この土日の4日間で約3万570人の観光客が道の駅あびらD51ステーションにお立ち寄りいただき、昨年の同時期と比較しましても約6400人も増加したことが新聞で報じ

られたところです。このイベントにご協力いただいております農家の関係者や安平観光協会をはじめ、町内の飲食店で菜の花を使用したコロッケや菜の花はちみつを使用したケーキなどを販売するといった菜の花もぐもぐメニューなどを実施していただきました多くの関係者の皆様に改めて感謝を申し上げますと思っています。

また、5月31日には株式会社ダイナックスの新社長に就任されました小川社長様に役場にご訪問いただきました。ダイナックス様と安平町は令和4年5月にワイン事業を含めた食と農業、観光の振興、産業経済の活性化などの項目について包括協定を締結しましたが、この度道の駅あびらD51ステーションの第2駐車場の隣接地に購入しました社有地に鉄筋コンクリート2階建てのワイナリー建設に向けて来月7月18日に地鎮祭を行う予定であり、本年9月に建設工事を始め、来年9月には完成、翌10月からワインの醸造を始めまして2026年の春に販売する予定となっていることなどについて小川社長様と懇談をさせていただきました。また、去る6月15日の土曜日ですが、天気にも恵まれて町民約60名の参加によりますワインの苗木2品種ですが、植樹祭が行われるなど、本ワイン事業についてはますます期待が膨らむところとなっています。

次に来月になります、7月6日、7日にかけて実施されます、あびら夏うまかまつりの開催に向けまして現在実行委員会で準備を進めているところですが、今回より様々な経費の増加ですとか交通安全の推進員などによります駐車場の交通整理を民間警備会社に一部委託することなど色々と見直しも進めています。まつりへの出店料の値上げの見直しも含まれておりますけれども、改めてご理解をいただければと思っています。まつりのコンセプトであります3つのうまに掛けましたメロン早食い競争や、焼き肉などの美味しい食べ物。馬産地の馬に掛けたポニーサイクルラン、そして芸能の上手い、上手に掛けた歌謡ショーなどとともに初夏の夜空に打ち上げられる大輪の花火をご家族、ご友人でご覧いただければと思っています。また、昨年引き続きましてJR利用促進の一環でJR列車を利用して早来駅にいられた方に対しては、まつりの出店で利用できる商品券1000円分を町内外問わず先着400名分ということで、昨年より多く用意していますので、ぜひご利用いただければと思います。

それでは早速ですが、令和6年第4回安平町議会臨時会以降の行政事項2件についてご報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

まず1件目です。修繕代金返還請求控訴事件に係る判決確定についてです。こちらは令和5年第5回安平町議会臨時会及び令和5年第9回安平町議会定例会において行政報告をさせていただきました修繕代金返還請求控訴事件につきまして、去る5月21日に札幌高等裁判所において判決が言い渡されたのでご報告いたします。判決理由の主な概要につきましては、本控訴審における控訴人からの追加の証拠提出等により、一部判決内容の補正はあった

ものの、地裁判決と同様、契約及び支出並びにこれらの過程において財務会計行為として違法な点が認められないとの判断から、控訴に理由が無く、控訴人の請求が棄却されたものです。なお、当該事件に関しましては控訴審判決から2週間が経過し、上告の通知がありませんでしたので結審が確定いたしました。このため、令和5年度に補正により予算措置し、明許繰越をいたしました弁護士費用148万9000円を請求に基づき支出する予定であることを併せてご報告いたします。いずれにいたしましても、当該事案における契約及び支出が違法でないという当町の主張が認められたわけではありますが、今後も引き続き適正な事務運営に努めてまいります。以上、修繕代金返還請求控訴事件に係る判決確定についてご報告いたします。判決の経過については下の表をご覧くださいと思います。

続きまして2件目、あびらスマートワーク推進プロジェクトに関する連携協定の締結についてです。安平町と安平町商工会、株式会社あわえ、株式会社電通北海道、株式会社Founding Base、WHITE株式会社、みらい株式会社、株式会社LIFULLは、8者の相互連携と協働による活動を推進し官民協働による地方創生の実現を目指すことを目的として、令和6年5月7日に連携協定を締結しましたことをご報告いたします。本協定は、子育て・教育環境の充実化・魅力化により、保護者だけでなく、これから親になる方も含めて安平町で子どもを育てたい、この町に生まれてよかったと感じる環境を創出するために、子育てと仕事が両立できるまち、若年層が働きたいと思えるまち、新たな価値創出による認知度向上を目指す将来像とし、国が示すデジタル田園都市国家構想の実現に向けて取り組んでいくものです。以上、あびらスマートワーク推進プロジェクトに関する連携協定の締結についてご報告いたします。

以上、行政報告2件を申し上げさせていただきました。

次に私どもの方からご提案させていただいております案件についてご説明を申し上げます。先ほど高山議会運営委員長様からもご報告がありましたが、報告案件2件、人事案件が2件、条例案件は2件で、その内訳は条例の一部改正が2件となっています。さらに補正予算案件が5件、今回その他の案件は無いことから総計11件についてご提案をさせていただいているところです。

最初に報告案件2件ですが、令和5年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてです。2件目が令和5年度安平町一般会計事故繰越計算書の報告についてです。

次に人事案件2件ですが、任期満了に伴います人権擁護委員として須貝英子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため提案するものです。次に安平町副町長の選任の同意についてです。任期満了に伴う安平町副町長として田中一省氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるため提案するものです。

次に条例案件2件ですが、1件目は安平町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは安平町連合PTAの解散等に伴い、給食センター運営委員会の委員構成を変更するため、この条例の制定について提案するものです。次に2件目ですが、安平町合宿所条例の一部を改正する条例の制定についてです。こちらは安平町しらかば合宿所を用途廃止するため、この条例の制定について提案するものです。

続きまして補正予算案件です。1件目、令和6年度安平町一般会計補正予算（第2号）についてです。歳入歳出それぞれ8586万8000円を追加し、歳入歳出総額96億8010万3000円とするものです。次に2件目、令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてです。歳入歳出それぞれ1026万6000円を追加し、歳入歳出総額8億8496万7000円とするものです。3件目、令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてです。こちらは歳入歳出それぞれ155万6000円を追加し、歳入歳出総額1億7332万6000円とするものです。次に4件目、令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてです。まず保険事業勘定、歳入歳出それぞれ1億8534万1000円を追加し、歳入歳出総額10億9830万4000円とするものです。次に介護サービス事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ251万7000円を追加し、歳入歳出総額874万3000円とするものです。次に5番目の令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第1号）についてです。収益的収入及び支出ですが、収入は690万円を増額し6億7194万4000円とするものです。支出は69万円を増額しまして6億4360万円とするものです。なお、下水道事業会計については公営企業会計法に基づく会計となるため、収入額と支出額は合致しません。これら提案した具体的な内容についてはそれぞれ上程された段階で副町長または担当課長、担当参事等から詳しくご説明申し上げます。

以上、私どもの方から提案しました案件を説明させていただきましたのでご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。なお、事務的な事項に関することについては別添事務報告書をご参照願います。補足説明することは特にありませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。町長の行政報告が終わりましたが、行政報告に対して質疑があれば1議員1回に限り内容確認程度の質疑を認めます。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 2件目のあびらスマートワーク推進プロジェクトに関する連携協定の締結について伺います。こちらの協定を結ぶことによって、

具体的にどのようなことを行っていくのが1点。

あと、こちらの協定を結ぶことは町民にとってどのように求められている内容なのか、その2点をお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず1点目、具体的な事業ですが、本年度の予算において前回の議会等でも若干ご説明差し上げたところですが、リスクリソグ事業、ITのスキルを勉強というか再教育するという事業を来月ぐらいから実施する予定で、次の広報等でお知らせ周知をする予定となっています。また、その他にお子さん向けではありますが、デジタル体験教室を実施するところで進めています。

2点目の町民の方に対する部分ですが、今回8者官民連携というところで、その専門的な知識のご協力をいただきながら町民の方に対するDXの推進、またITに触れてもらうというきっかけづくりをまず進めていきたいと考えていまして、今年度また来年度以降についてもこの事業を進めて参りたいと、町民の方と一緒に進めて参りたいと考えているところです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで行政報告を終わります。

◎ 日程第6 報告第2号

○議長（多田政拓君） 日程第6、報告第2号 令和5年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 報告第2号朗読

報告第2号

令和5年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和5年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

裏面の令和5年度安平町繰越明許費繰越計算書をご覧ください。本繰越計算書に記載の事業につきましても、いずれも年度内の事業完了が困難なことから、令和5年度安平町一般会計補正予算第7号、第8号、第9号、第11号において、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決を頂いたものであります。

まず、1行目の2款1項 訴訟経費については、行政報告でもご説明したとおり令和5年度に措置した修繕代金返還請求控訴事件に係る弁護士報酬について、札幌高等裁判所での判決が令和6年5月21日に出されることとなり翌年度に繰り越すものです。これは補正第11号です。

次に、2行目の2款1項 戸籍情報システム改修事業については、令和5年7月25日に令和5年度中に事業の完了が見込めない市町村においては繰越し手続きが必要となる旨の連絡があり、繰越申請を行い3月18日付けで承認を受け繰越事業として実施するものです。事業の概要については、戸籍システムの戸籍附表へのふりがな名を記載するためのシステム改修事業です。これは補正第9号です。

次に3行目。2款1項 社会保障・税番号制度システム構築事業については、令和5年7月25日に令和5年度中に事業の完了が見込めない市町村においては繰越手続きが必要となる旨の連絡があり、繰越申請を行い3月18日付けで承認を受け繰越事業として実施するものです。事業概要については、住民票への氏名のふりがな名記載するためのシステム改修事業です。これは補正第9号です。

次に4行目の2款1項 土地分筆業務委託については、早来大町仮設校舎跡地の土地分筆事業において土地利用における再検討などにより、土地分筆の発注が令和6年2月となり年度内完了が困難なため繰越事業として実施するものです。事業の概要につきましては、早来大町仮設校舎跡地土地分筆業務

を行なうもので、補正第7号です。

次に5行目の3款1項 低所得者支援及び定額減税補足給付金事業については、安平町低所得世帯臨時特別給付金事業について、令和5年11月29日に国から令和5年度給付金の残額を返還等に対応するのではなく、予算を繰り越して事業に充てるよう通知を受け繰越事業として実施するものです。事業の概要につきましては、令和5年度に給付を受けていない世帯で、令和6年度において新たに給付対象となる均等割のみ課税世帯給付金支給事業及び低所得者の子育て世帯加算給付金支援事業です。これは補正第11号です。

次に6行目の6款1項 担い手確保・経営強化支援事業については、申請者からの事前着工届が令和6年2月29日であり、事業による機械導入に期間を要する見込みとなっており、年度内完了が困難なため繰越事業として実施するものです。事業の概要については、農業機械の自走式スプレーヤーの導入をおこなった者に対して導入費の一部を補助するものです。これは補正第8号です。

次に7行目の10款1項 追分小学校空調設備整備事業については、北海道教育委員会より令和5年11月27日に令和6年度事業の前倒しの事業検討の通知があり、学校設備の空調設備を最優先として、補正予算として予算確保する旨の通知があり、事業申請を行い3月27日付けで承認を受け繰越事業として実施するものです。事業の概要については、追分小学校の各教室にエアコン設備を設置する工事です。補正第9号です。

なお、翌年度繰越額については、総額で1億9947万6000円、財源内訳については記載のとおりでございます。以上、令和5年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。本件については以上で報告済みとします。

◎ 日程第7 報告第3号

○議長（多田政拓君） 日程第7、報告第3号 令和5年度安平町一般会計事故繰越計算書の報告についてを議題とします。説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 報告第3号朗読

報告第3号

令和5年度安平町一般会計事故繰越計算書の報告について

令和5年度安平町一般会計事故繰越計算書について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年6月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

事故繰越しとは年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のためその年度内に支出を終わらなかつたものを翌年度に繰り越すものであります。裏面の令和5年度安平町事故繰越計算書をご覧ください。

まず1行目の2款1項 防災行政告知ネットワーク事業につきましては、北海道電力柱における電力設備の切替処理が令和6年6月17日まで延長され、工期に間に合わない旨の連絡があったことから、年度内の履行が困難となり翌年度に繰越すものであります。

次に2行目の2款1項 コードレス多機能電話機購入事業につきましては、令和6年能登半島地震の影響により製造部品の調達に遅延が生じ納入期限に間に合わない旨の連絡があったことから、年度内の履行が困難となり翌年度に繰越すものであります。

なお、翌年度繰越額については総額で39万2700円、財源内訳については記載のとおりでございます。以上、令和5年度安平町一般会計事故繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質

疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。本件について以上で報告済みとします。

◎ 日程第8 一般質問

○議長(多田政拓君) 日程第8、一般質問を行います。確認のため申し上げます。一般質問は一議員、質問と答弁を合わせて1時間以内の時間制限があります。また、議会運営委員長から報告のとおり通告内容を逸脱せず簡潔に行うようお願いします。理事者側の答弁もそのようお願いします。なお、議場の前後に残り時間を掲示していますので、時間内に質問及び答弁を終えるようお願いします。

それでは通告順に発言を許します。2番、米川恵美子議員。

【通告No.1 2番 米川 恵美子】

[米川議員挙手]

○議長(多田政拓君) どうぞ。

○2番(米川恵美子君) 2番米川です。よろしく申し上げます。地域課題について認識と解決策を問うという題名で細かくわけてありまして、これはみんな町民の関心事で、町民からよく質問されることを基に私の方で質問を作成していますので。これからの行政のあり方にも関係してくるかと思ひまして町民は大変注目しております。よろしく申し上げます。

(1) 追分クリニックにおける入院病床や休日夜間の医療体制の連携に向けて、どのような協議検討を行ってきたのか伺います。また、入院体制構築に向けた計画があるのかどうかも合わせて伺います。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長(多田政拓君) 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事(小坂橋憲仁君) あびら追分クリニックは2022年4月から苦

小牧東病院が追分菊池病院を事業継承する形によりスタートしているところです。この間、地域医療存続をさせるため病院の病床機能を廃止し、診療所クリニックとして現在に至っています。医療の分担化により、あびら追分クリニックは主に日常の診察を中心とした診療所となり、苫小牧東病院は重症患者の受け入れを中心に担っていただいております。ご質問の入院病床や休日夜間の医療体制についてですが、町としても医療体制の充実に向けて北海道保健福祉部地域医療課と苫小牧保健所に対し、実現の可能性を含めてご相談をさせていただいているところです。昨年11月30日に苫小牧保健所に出向き、病床設置に向けたご相談をさせていただいております。その中でご回答いただいたものを申し上げますと、病床機能における必要事項として24時間体制とする場合は、最低1名の医師の配置、病床数ごとによる看護師の配置、病室基準として患者1人につき6.4㎡以上のスペースの確保が必要なこと、医療器具の整備などの条件を満たすこと、北海道医療審議会の承認を要することなど現在の法律をクリアしなければならないことも明確となり、これらの相談内容を踏まえ、昨年12月11日にあびら追分クリニックから実現の有無を含めてご回答をいただいております。ご回答の内容として、1つ目に医師、看護師の確保が困難である。2つ目に採算がとれないといったことから現状では難しいと判断しているとのことでした。また、あびら追分クリニックとしては電子カルテ導入により苫小牧東病院との連携が図られ、入院が必要な患者さんについては入院時にはご自宅から苫小牧東病院へ、退院時には苫小牧東病院からご自宅への送迎により患者やご家族の負担の軽減につながりたいとお伺いしています。町としても今後も必要な支援を行っていきたいと考えています。

入院体制構築に向けた計画についてですが、北海道が設置をしています地域医療構想調整会議において審議決定がなされるものです。したがって現在のところ、町単独で入院体制を構築できるものではないことから町としての計画はありません。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 今年度の町政執行方針に、町長は入院病床や休日夜間の医療体制の連携に向けて協議検討を継続してまいりますとありますので、これを見て町民は期待したところなのです。将来的には地元で最後を迎えたいという高齢者が大変多いのですが、今のご説明を伺いましたらそれは叶わないということになるのだろうとは思いますが、今追分クリニックで診療しています1人、金本先生は苫小牧東病院でも夜間の診療をして、そして朝勤務を終えた状態で追分クリニックの診療に加わっているということですので、全く待遇面のことを考えたら、全く可能性は無いのかなという期待を持

ってこの質問に入ったわけですが。ご説明を伺いましたら期待はできないという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

[小板橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 今ご答弁申し上げたとおり、北海道ともご相談した結果、医師の確保ですとか看護師の確保といった大きな課題でありまして、町としても色々と相談させていただいたのですが、実質病院側の経営もあり、なかなか町の方で強く希望したとしても審議会にかけたりという経過もありますので、スムーズにいかないのが現状でして、今後、病院の経営について状態が良い方向に向かうようであれば、そこは病院側の方からも町の方にご相談いただけるものと思いますので、そこは連携をとりながら情報交換もしつつ、前向きに進めていけるように取り組んでいけたらと考えています。

[及川町長挙手]

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 執行方針にも書かせていただいたのは、まさしく追分クリニックに移行してから、ちょうど昨年からは電子カルテも導入をして、いつ何時追分クリニックにかかっている方が東病院に行ったとしてもカルテの情報が共有されているというところが各段に進んできたところがあります。費用面だったり体制面といった課題は安平町だけではなく、過疎地域の自治体が抱えている町立また民間含めて同様の課題と認識していますので、現状においても追分クリニックの方では経営的にも町の支援が当然今も引き続き行っていますが、それがなければやはり赤字経営という形になっていますので、北海道の保健関係の関係者とは、現有のルールであったり法律の中では先ほど申し上げたとおりですが、何かこれをクリアするような新たな方策がないのか意見交換もさせていただいていますので。そういった先進地、先進事例があった場合には、そういった情報もいただきながら町民の安心につなげていけるような医療体系が引き続き構築して参りたい、そして支援して参りたいと考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 私は小さな病院ですので、病院でない、医院ですね。ですので特徴的医療体制に持って行くことも一つの経営安定の方法ではな

いかと考えています。以前、札幌でホスピス医療を行っていました病院で研修を受けた後、入院患者さんのためのボランティア活動を続けたことがありますが、その中でホスピス医療を行うという行為は大変重要というか、特に高齢者だけでなく若い方でも治らないというか、そういう病気を抱えた人たちの思いに寄り添うような病院は小さな病院だからそういうことができるのではないかなという期待も持っていたのですが、今のご説明を伺いましたら色んな意味で難しいだろうと思っています。今後に向けて公設民営の病院ということで各地から注目されているということですので、町民の期待を消さないような、そんな状態で運営に協力して行ってほしいと思います。

では次に移ります。追分鹿公園一帯に熊の侵入防止対策が必要ではないかということで伺います。熊侵入防止のために電気柵、鹿侵入防止のためには広く金網が必要ではないかと考えていますが、いかがですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 鹿公園を管理する担当課として答弁をさせていただきます。5月2日に出没した熊の目撃情報によりますと、11時50分に鹿公園パークゴルフ場、12時10分にドッグランへと移動しています。公園内にいる限りどの場所においても熊に遭遇する可能性はありました。幸いにして公園内で熊の被害に遭ったという報告は受けていませんが、公園の管理人からも12時にステージ前で熊を目撃したと報告がありました。

建設課の対応としては公園を封鎖するため、12時30分ごろより公園内駐車場に駐車していた方に声掛けをして駐車場外に出るようお願いし、園内に人がいないか見回り及びキャンプ場のキャンセル依頼を行い、公園の出入口及び青葉会館の出入口を封鎖しました。

本題になりますが、鹿柵については周辺の農地を守るため、一部公園内に既に設置しています。また、公園内に熊を侵入させないように電気柵を張り巡らせる場合、外周約2.4kmを囲わなければ効果が無いと思いますし、鹿公園を囲った場合、隣接する墓地や住宅街に移動することも考えられるため非常に難しい問題と思います。担当課としては、今後鹿公園に限らず町内の各公園において目撃情報や出没が増える場合、熊対策会議に諮り対応策を検討して参りたいと考えているところです。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） ここで一番問題なのはキャンプ場のことですね。キャンプしている人たちが夜間に大抵は寝静まっていますので、その時に侵入し

て襲われる危険性は非常に心配するわけです。私も40年近く旭岳に登る前にキャンプしたことがあります。4時半ごろ爆竹鳴らされてびっくりして起きましたら熊か何かわからないけど獣の気配を感じたということで近くでキャンプしている人が爆竹を鳴らしていましたけどね。そういう対応もあるのかなと、その時はそう思っただけのことだったのですけども。今これだけ熊があちこちに出没するようになりましたら、せめてキャンプ場の周りだけでもぐるりと囲うのが難しいことではないのではないかと思いますけどもいかがでしょうか。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 鹿公園に関しては、ここ保健保安林と指定されているためにキャンプ場だけを囲うのはなかなか難しい部分がありまして、例えばの話ですが、土日にたくさん人がいる場合は恐らく熊が出てくるというのは心配しづらいかなとは思いますが、平日にも泊っている方、単独で泊まられている方がいらっしゃった場合は確かに危険性も考えられなくもないのですが、その場合、鹿公園に限らず町内各所同じことが言えるのかなと思っています。ですので、今のところはキャンプ場だけをという考えでは担当課としては考えていませんので、今後、熊の市街地への侵入とか公園、キャンプ場に関して危険性が増えてくるといふことであれば、先ほども申しましたように熊対策会議に諮りながら進めていきたいと考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 鹿公園は健康保安林ということで、木の伐採はなかなかできないということで前に大木の木の葉が住宅に散乱するのを大変迷惑だということへの対応をしていただけなかったのですが道路縁の木は切っていますね。あれでは動物がなんぼでも通り抜けしやすいのではないのでしょうか。私どもの小さな畑でさえ鹿の足跡が付いていることがありますので。こんなことも含めて、もう少しきめ細かな対策が防止の対策が必要ではないかなと思います。いかがでしょう。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） なかなか難しいかなと。先ほども言いましたように保健保安林ということで木の伐採もできないという状況。1つの例を申し上

げますと、国営滝野すずらん丘陵公園というところが札幌の方にあるのですが、その公園もヒグマの生息地であって、過去何度か複数回、園内に入ってきたということで対策をとったということで園の周辺に電気柵を張り巡らせるとか、監視カメラを設置したあと園内の巡回をしているとか報告があるのですが、そこはフェンスを張るということであれば、フェンスを張るために木を伐採しなければならないとか、点検をするために車が出入りできるような道路をつけなければならないとか、そんなことにもなってきますので、鹿公園にはなかなか馴染まないのかなと思っています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） わかりました、現状維持だということですね。キャンプに来る方への危険というか、大げさかもわかりませんが、そういったことは周知というかお知らせしておいた方がいいのではないかと思います。

それでは次に移ります。非常事態や危険を知らせる街頭放送や広報車のあり方、街頭放送の仕方に一考が必要ではないかということで質問します。これは熊が出没したその5月2日の時点で、老人クラブで鹿公園内のパークゴルフ場でパークゴルフをして帰ってきて、まだ道具だとか靴だとかを修理している公園から米川の自宅は5分ぐらいの位置にあります。帰ってきて片付けをしている時に街頭放送があつて危なかったなど。もう少し早く出たら危なかったなど、そんな感じで話はしていたのですが。それはそれでいいのですが、経過についてその後どうなったのか時々高齢者施設の中を通り抜けて小学校の方の道の駅の方まで通っていったのであれば、そういう経過も含めてお知らせしてほしいかなと思います。

それからもう1つ、5月15日早朝7時35分頃でしたか、街頭放送があつて家の中で聞いていると何を放送しているのかわからなくて、役場に電話したらどちらも当然勤務時間内ではないので出なかったのですよね。それで勤務時間、出勤するのを、8時半を待って電話して何の放送かといったら交通安全週間の放送だったということだったのですが。なぜここまで私が心配したかということ、この15日の日は老人クラブ例会の日で9時ぐらいからお昼ご飯づくりで人が寄ってきますので、青葉会館周辺に人が通りますので、もしも熊の出没だったら危険だから中止にしますぐらいのお知らせをしなければならぬなど思ったものですから、それで心配して早く放送内容を確認したかったのですけど。1回しか放送しないのですね。何か聞こえたなどと思って外に出たらそれ以上放送しなかったものですから余計な心配をしてしまいました。もう少し丁寧な放送をしていただきたかったかなと思っていますけど、これについてはいかがですか。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） ご回答申し上げます。まず前段でご通告いただきましたご質問に対する前段のご回答ですが、非常時におけます住民への情報手段、伝達手段については東日本大震災の教訓に基づき、町におきましては1つの手法に頼るものでなく、複数の手段を活用できるよう防災行政無線のほか、テレビを活用したエリア放送など多様な手法を用いた情報手段に努めているところです。

ご質問前段の2つ目からの引き続きでしたので、5月2日に発生しました追分市街地における熊の出没の關係の緊急放送のことになりますが、この際、この時の緊急性、危険性の高さから複数ある情報伝達手段のうち防災行政無線及び警察関係車輛も含めた広報車輛の巡回を行うとともに追分市街地の町内会長様に対して電話により注意喚起を行ったところです。このうち防災行政無線、広報車の巡回については、緊急時において可能な限り同報的に情報伝達ができるという利点がある一方、音声伝達であるため気象条件や情報量が多い場合などによりまして、屋内から聞こえづらい、内容が聞き取れないなどの欠点もあり、その点については胆振東部地震での使用時における町民の皆様をはじめ、議会の場でもご指摘をいただいたところです。こういった情報伝達の關係については、現有の情報手段を活用して住民の皆様への一斉放送、これの手段について今後も不断の研究と検証を行って参りたいと思います。

また、縷々ありました災害時以外の放送に関してですが、まず災害時以外でもこの防災無線を活用していきましようという方針もありますが、町では消防サイレンと同様、緊急時に向けた試験放送の意味も含めて食中毒警報、それから火災に関する啓発というのも日常で行っているところです。こちらについては、緊急時は今回、熊の場合には全部で4回の啓発の放送を行うとともに解除の時も3回行っていますが、通常の放送についてはそういった観点もありますし、実は放送をかけますと住民の皆様から色々な勤務体系もありまして、うるさいという苦情をいただくのも事実でして、緊急時以外の放送については定時の放送1回ということで留めています。この5月15日の放送の時に米川議員から実際に私どもの方に問い合わせをいただくこともありまして。これは緊急時の放送でもそうですが、聞き取れなかった、あとは「輻輳（ふくそう）」と言いましてスピーカーがたくさんありますので、いろいろなところで鳴ってしまうと内容が聞き取れないということもありまして、その都度我々の方にお問い合わせをいただく方もいますが、町としては今回の熊の騒動も契機にしてルール化を図りまして、防災行政無線で発信をしている情報については、必ずホームページとあびらチャンネルの方で同等の内容を流すということを決めさせていただこうと思っています。ですの

で、この場合のその内容を町の広報等でも周知させていただきたいなと思っています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 町民の不安をなくす安全のために、ぜひ広報の仕方をよろしくをお願いします。

それで次に移ります。公共施設はバリアフリー、ノーマライゼーションの考え方において設備の改善をすべき点が多いと思いますが、その点伺います。公民館の入口ドアは全自動にできないのか、まず伺います。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 公民館の入口については、遠浅と安平公民館が手動ドア。早来と追分公民館が一部自動ドアとなっています。現在具体的な計画はありませんが、今後のドアの改修においては、自動ドアの導入について検討して参りたいと考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 追分公民館これからは高齢者事業を主体的に使う場所になるのだらうと思います。外のドア2か所ありますので、1か所だけでも全自動にできないのかと思って、どれぐらいかかるのかと思って建設業者のところにお尋ねしましたら明確な回答が無かったものですから。追分公民館入口2つありますが、1つだけでも将来的に検討をしていただきたいと思います。中の方のドアは自動になっているのはわかりますけども、やはり外だとドアを触るということは、今色々な意味で感染症が心配される中、特にコロナの感染などは自動だとドアノブを触らなくても出入りできますので、そういったことから自動にすべきではないのかなと考えていますが。将来的に何かいつ頃までという計画には載っているのでしょうか、どうでしょう。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 追分公民館のドアですが、現在は先ほど申し上げさせていただきましたが、具体的な計画はありませんが、議員からお

話があったように自動ドア、既存のドアを撤去して自動ドアを入れるとなると金額的にはかなり高額になるかなというところと、金額面で言うとさらには毎年保守点検で数十万程度かかるという課題もありますが、今後の先ほど申し上げたとおり、改修等の検討の際には利用実態に即した導入等について検討して参りたいと考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 次、追分公民館のトイレのことですが。トイレは全て洋式にさせていただきたいと思います。2階にもあることはわかりますけれども、先日の町出身の歌手のコンサートぐらいの、あれぐらいの人数の時でさえも休憩時間にトイレ並んでいましたからね。これから先ほど言ったように高齢者事業として180人も200人も集まる事業が追分公民館で行われることを考えましたら、トイレの和式は使える高齢者はほとんどいません。だから洋式にさせていただきたいと思いますけども。いかがでしょうか。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 追分公民館を中心としたご質問ですが、町内の状況を述べさせていただきますと、遠浅と安平公民館が全て洋式となっています。早来と追分公民館が洋式と一部和式となっています。現在はこのトイレの洋式化という具体的な計画はありませんが、今後のトイレ改修の際には洋式化を優先的に検討していきたいと考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 検討する中で、いつ頃までという目途は無いのですね。それでももう1つトイレの洋式化をお願いしたいところは、追分支所のお風呂の方でなくて支所側のトイレですね。そこも2個あるトイレのうちの1個だけが洋式で、もう1個は和式なのです。先日も3歳児健診の時の様子を見ていたらお子さん連れて5人も6人も並んでいるのですよね。そういう状況から言ったら、ああいう時ですから、特別な時ですから、男子用トイレも和式であったら男子用トイレも使って子どもさんを待たせないで済むと思うのですよね。お年寄り子どもはトイレと言ったらなかなか我慢しづらい身体状況にあるものですからね。だから、是非ぬくもりセンターのトイレも洋式にさせていただきたいと思います。いかがですか。

[村上総合支所長挙手]

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） ぬくもりセンターの関係は私の方でご説明したいのですが。まず事務所側とお風呂側とトイレの現状をご説明したいのですが、男女のトイレと多目的トイレもありまして、各トイレを個室を合計すると施設全体で13か所になります。そのうち洋式が8か所で和式が5か所になっています。洋式の方が割合は高いのですが、議員がおっしゃるように各種健診ですとか、冬場には確定申告もありますし、夏はキャンプシーズンには多くのお客様が施設をご利用になります。実際健診の時には多目的トイレの方もご利用いただきながら現状対応はしているのですが、洋式の数としては十分ではないと我々も考えておりまして、和式から洋式への改修に向けて、まずどのような工事が必要になるのか、工事費はどのぐらいになるか等を調査研究していきたいと思っております。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 調査研究してそして最終的に改修するという判断は、いつ頃までという目途はあるのでしょうか。

[村上総合支所長挙手]

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 工事の関係でいきますと便器の交換だけではなくて、あとは便器の下にある配水管の場所の付け替えですとか、場合によっては建物の下にある基礎のコンクリートがあるのですが、それが影響してきたりする場合もあったり、あとは個室を拡張する必要があったりとか。なので経費がどれぐらいかかるのかを確認した上で。あとは役場全体の財政的な面もあるでしょうから、そういったところも頭に置きながら課としては考えていきたいと考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 将来的には改善したいという考え方だと理解してよろしいですね。

では次に移ります。手洗いの蛇口は追分公民館の場合は蛇口を触って回す

ようになっているのですね。高齢になってくると指の力がなくなるので、なかなか回すのに苦労する方もいますし、また、終わってから回して締めなければならぬのにそれを締めるのを忘れていて、しょっちゅう私公民館行くのですが、締め忘れで出しっぱなしということを見かける時もありますので、ノータッチのセンサー付きの水洗の手洗いにしたらいいのではないかなと考えています。これはいつかコロナの発生のはじめのころに集団発生したのはなぜかを調べたところ、どこかの地域でトイレの蛇口を触ったところにコロナ菌が付いていたということも、それも本当かどうかは定かではありませんが、報道で知ったのですけど。だから実際はどうかわかりませんが、でもそういうこともあり得るのではないかと心配したら触らないで手洗いができる方がより安全ですし水の節約にもなると思うのです。出し過ぎたり締め忘れがなくなるだけで水の節約にもなると思うので、いかがでしょうか。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 手洗いについては、遠浅、安平公民館が全てタッチレス水洗となっています。追分公民館は多目的トイレだけがタッチレス水洗になっていたかと思います。また、早来公民館については、そのような設備はありません。これも前のご質問と同様になってしまうのですが、現在具体的な計画はございませんが、改修修繕の際にはタッチレス水洗を導入するように検討して参りたいと考えています。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 早来の町民センターは全面的に改修しますので、全然私はそこは問題にはしておりません。追分公民館だからこそ必要ではないかなと提案しています。これからどんな事業も皆高齢者事業は追分公民館で行われますので、もう既に日程も決まっている事業もあります。先ほどから言っているように大勢の方が利用するところですので、これは絶対必要だろうと思います。他の公民館がセンサー付きなのになぜ追分ができないのかという思いもありますので。一番多く利用する追分公民館で、なぜノータッチセンサー付きの手洗いにできないのかという思いもありますので、ぜひ計画の中に入れて改修していただきたいと思います。

それで先ほどから言っています子どもさんのトイレの件ですが。チャイルドキープとか色々と言い方はあるかと思いますが、個室の中にお子さんを預けるところがあった方がいいのではないかなと思うのですよね。私、追分のぬくもりセンターの事務所側のトイレを通りかかった時に、子どもさんが微か

に泣いている声が聞こえたのでどうしたのかなと思って見たらお母さんが個室に入って戸を閉めていたら姿が見えないのでお子さんが不安になっているのですよね。だから中に入れてあげた方が、当然そういうトイレもあります。商店街なんかのトイレでもそういうトイレがありますのでできないことはないと思うのですが、改修の際にはそのチャイルドキープの椅子のようなものも設置するようなことを考えたらいかがかと思えますけど、どうでしょうか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） チャイルドキープについては現状では安平公民館の多目的トイレのみに設置されている状況となっています。チャイルドキープのみならず、今お話ありました点にもつながるかと思いますが、オムツ交換台ですとかいったものの整備も望まれていることかと思えますので、現在これも具体的な計画というのはありませんが、計画的にこれから整備していきたいと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 子どもにやさしいまちづくりを目指している安平町ですからね、ぜひその辺のところはよろしくお願いします。

次に移ります。ぬくもりの湯の浴槽の中に手摺りを付けて、歳をとるとしっかり足を踏ん張っていられなくて、大きなお風呂に入ると体が浮くのですね。私も姑と一緒に暮らしてまして色々な所に温泉に連れて行った時そういう状態を見ているので。たまたま私もぬくもりの湯を入りましたら浮いて体が不安定になることが恐ろしいとって中に体を沈められない高齢者もいたのですよね。また、先日はハイヤーで降りてきた方にお伺いしましたら、お風呂に入るために来た方、かなり腰が曲がっている方でしたけど、その方もやはり大きいお風呂は気持ちがいいのでお風呂があることが助かっていますとは言っていましたけれども、事故の起きないように安全にゆっくり入れるような、そのための設備みたいなものを考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 通告いただきましたご質問では、まず浴槽の中に

手摺りを付けられないかというご質問でしたので、その点についてまずご説明したいと思います。ぬくもりセンターは旧追分町時代に保健福祉機能を有する公共施設として建設されたこともあり、出入口やトイレを含めて館内には段差が無く、手摺りも各所に設置してありますが、平成14年3月のオープン以降もお風呂内部の壁や浴槽への出入り部分、事務所側の靴を脱ぐところに手摺りを設置するなど利用者の声を聞きながら施設を安全にご利用いただけるように努めてきています。今後も利用者の声に耳を傾けつつ、専門的な知識がある方の意見も参考にして、不特定多数の方の安全性や利便性などを総合的に考慮しながら運営していきたいと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） お風呂での事故があったりして大変だろうと思いますが、だけど事前に予防できるものは予防して、ぜひ安全でゆっくりお風呂入れるような設備を考えていただきたいと思います。

次に移ります。ラピダスに関連して人口増や活性化に寄与する事業や建設計画は町内にあるのか伺います。社宅建設、住宅用の土地、空き家、中古物件の問い合わせはあるのかどうか合わせて伺います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 只今のご質問に関しては、米川議員が委員長であり2月26日に開催した次世代半導体調査特別委員会で政策推進課長がご説明した時の資料13ページになりますが、住宅などの住まい関係としては6件増えて16件の問い合わせ、工業団地など企業関連の問い合わせについては1件増えて7件と、再生エネルギーの関係があります。また、安平町の教育環境で子どもを育てたいという方々が増え、住宅用地や空き家情報等を求めるニーズが高まっていたことから、昨年9月28日に北海道銀行様、常口アトム様と包括連携協定を締結し、町内全域の物件情報の掘り起こしと流動化を図るため、常口アトム様による空き地、空き家調査が段階的に展開されているほか、本年3月に募集開始したさつき団地に隣接する早来栄町の町有地では住宅用地4区画が完売し、残る民間アパート用地1区画についても問い合わせを受けている状況です。さらに本年度の民間賃貸アパート建設助成金事業の募集には、安平地区での建設提案を3件いただくなどの状況にあることから、ラピダスの動向を念頭に置きながら引き続き子育て世代をターゲットとした住まいの確保に向けた取り組みを現在進めているところです。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 報道などではラピダスの工場の周辺の町が大変関連事業をしていただく会社を作っていただく、また、移り住んでいただく、従業員が、社員が移り住んでいただくってそういう期待の大きさが時々報道されていますけど、安平町においても当然町民の大きな話題の1つになっています。それで只今伺いましたら事業3件の問い合わせがあるということでしたか。あ、6件と言いましたか。それでどういう事業でその場所を提供できるのか、可能性についてはどうなのか伺います。

〔田中副町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 副町長。
- 副町長（田中一省君） 只今6件の部分については、当初2月26日に説明した住宅などの住まいの関係として6件増えて合計16件になったという部分でして。安平地区での建設提案を3件いただくというのが民間賃貸アパート建設助成金事業の募集で、安平地区での建設提案を3件受けているという状況です。ですから事業内容については、アパート建設をするための問い合わせという形です。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 何か会社だとか事業をするための問い合わせだとか、そういうことはないのでしょうか。倉庫建設にしてもいいのですが。いかがでしょうか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課参事。
- 政策推進課参事（山口崇君） 先ほど副町長の方で件数の報告をしまして、その問い合わせ内容の主な部分なのですが、業者の方も情報収集がメインという形になっていまして、仲介業の方たちの事業者からの問い合わせが多いということで、具体的な事業の内容までは至っていない状況です。

〔米川議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） ラピダスの立地条件と関連の施設を作るには立地条件としてはいい所だと思いますので、これからも引き続き町の良さをアピールしていただきたいと思います。

次に移ります。ワイナリー建設に対して町は支援や協力をすることはあるのか伺います。旧追分幼稚園の建物を解体して土地利用を打診してはどうかと思います。あれはワイナリーができると、さらに今以上に観光客の出入りが、町の中に入って来る方が多くなる中であれがいかにも古くて危なっかしい建物ですので。前もいずれは解体するとお返事いただいていたと思うのですが、今後についてはどうでしょうか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 只今のご質問については、先ほど町長の行政報告の前にダイナックスの関係を報告しましたが、現在町内でワイン事業を実施しています株式会社ダイナックスの関係となります。まずは現在の進捗状況についてご説明をさせていただきます。最初にこの事業については、令和元年の社内プロジェクトとしての事業構想からスタートし、町民の皆様にごの情報を公の情報として伝わったのは令和4年5月19日に締結させていただきました包括連携協定に基づき、安平町と株式会社ダイナックス様との連携事業に取り組んでいるところです。ワイン醸造用のぶどうの栽培も順調に進み、今年度試験醸造として、一般販売はされていませんが389本のワインを製造したとお聞きしています。ワイン醸造場については、道の駅あびらD51ステーション隣接地に約7億円の事業費をかけて建設。一部用地測量など作業はスタートしていますが、7月18日に地鎮祭の開催、本年9月頃から建設工事がスタートし、令和7年には完成第1号の安平町産のワインとして令和8年に町民を含め販売される形となります。

ご質問の町の支援や協力というところも、庁舎の連絡によるワンストップでの対応や、生産する農地の紹介や、醸造場選定の協力や連携できる場所については現在も行ってきたところです。色々と土地利用や建物利用などのご提案レベルではありますが行っておりまして、特段、要望は今時点では無いというところです。ただ、今後の事業展開の中で今回議員様にご提案いただきましたお話も提案はさせていただきたいと思います。一点、課題観としては、この土地は小学校を含め大きな一筆の土地でもありまして、分筆には費用が大きくかかることから、そうしたところも含めお話ができたと思います。色々なご意見ありがとうございました。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 町民も新しい工場ができて、ましてや健康に良い飲み物が製造されるようになったら大変期待するところで、喜んでいるところです。アルコール度数の強いのをやめて、これからは夜の晩酌はワインにしようかなんてことを、冗談か本当かわかりませんがそう言って楽しみにしている町民の方もいらっしゃると思いますので、ぜひその辺を考慮した上で、古い建物は解体して何か違った活用の方法を考えていただきたいと思います。

将来的には追分小学校も移転すると言いますので、それで鉄道の町をアピールしている安平町追分の地域としては、道の駅と一体化できる場所の小学校のグラウンドに、いずれは転車台と言うのですか、前にあったということですね追分にね。そういったものをグラウンドに持って行って、さらに観光の目玉にするという方法もあろうかと思えますので。ぜひそういう将来的な発展も見据えた上で追分小学校の解体については早急に考えていただきたいと思えます。今のところ、それではその解体するということころまでは考えは及んでいないということなのでしょう。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 先ほども言いましたとおり、ダイナックス様の方にまずは要望を聞いたところ提案は無いということとして、現在も荷物置き場等の部分で使っていますので、いきなり解体をするかしないかと言われても現在のところでは解体しないという計画となっています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 旧追分幼稚園の関係は副町長が答弁したとおりです。また、一筆になっているという説明を先ほどさせていただきましたし、米川議員から将来的な追分小学校の追分中学校との義務教育学校に向けた統合というような検討もこれから進めていくということも踏まえてのご提言だと承知していますが、当然あそこの追分小学校のグラウンドというのは非常に道の駅の背後地にあつて有効な土地だと思っておりますので、そういったことも十分我々も認識をしておりますので、相当先の話にはなるかもしれませんが、そういったことも議論の俎上に上げていきながら道の駅だったり、さらには学校の後利用だったり、そういった議論が今後追分地区の土地利用だったり、まちづくりの中でなされていくものだと思っております。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） あの辺一体が観光地化されて、もっとインバウンドも含めてたくさんのお客様に来ていただいて安平町の発展につながってほしいなという、そういう明るい将来像を見ながら今のこの提案をしていますが。すぐには判断というか結論は出ないかもわからないけれど、今町長がおっしゃったように将来的なまちづくりの中で考えていっていただきたいと思っています。それで庁舎内では色んなまちづくりについての、ワイナリーの工場のことも含めて何か新たな提案とか考えとかはあるのかどうか伺います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 新たな考えと言われますが、この案件についてはまず課内検討や庁内協議が必要ではないのかなという部分があります。その内、役場内の対策本部の立ち上げを経て色々な中身内容、住まいの確保対策だとか工業団地の確保対策、それと国、北海道への働きかけ、これらを含めた中で今後行っていかなければならないという形は認識しているところでして。だからといって、明日明後日すぐやるということではなく、まず洗い出しをしながら進めて参りたいと考えているところです。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） では次に移ります。追分美園に建設するバイオマス発電所に対して支援や協力することはあるのか伺います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 現時点で事業所の方から事業計画書の提出はありませんので、支援や協力について判断はできない状況です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 町内で説明会が開かれて、私は時間が無かったので説明をお伺いしないでパンフレットだけいただいて参りましたが、大変大き

な事業ではありますけども、継続して、事業として生産性を高めて、事業として成り立っていくのかなというそんな素人ながら、そんな心配をしながらパンフレットを見たのですが。町としては別に説明が無いということだから支援や協力についても考えは無いという判断なのではないでしょうか。いずれ何らかの協力を求められた時には、その時は検討する余地があるという理解でよろしいのでしょうか。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 今後事業計画書の提出があった時点で、その辺についてはこちらの方も協議したいと考えています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 事業計画書の提出が当然大事ですよね。だから、それから協議であればそれはそれではいいのですが、その協議の中で大型車輛など走りますので交通安全の面でも町民に対して危険ではないのかということも含めて検討していただきたいと思います。まちづくりの中の大きな1つの事業として期待できる、固定資産税とかいろんな意味で期待できるものがあるのだらうと思いますのでね。かといって事業の大きさから言ったら町民への安全も考えなくてはならないのだらうと思いますけど、その辺のところも考慮に入れて検討していただきたいと思います。ということで、当然だからお返事は要りません。それぐらいは考えてくださっているのだらうと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（多田政拓君） 以上で2番米川恵美子議員の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） ここで午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番高山正人議員の一般質問を許します。

【通告No.2 10番 高山 正人】

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 10番高山です。私は2つの質問をさせていただきます。

まず最初に公用車運転業務委託料の値上げということでお尋ねしたいと思えます。この質問にあたって4月30日の臨時会での補正の説明の中で、副町長が1割値上げを、消費税分を入れてなかったというような答弁をいただいたものですから。3月の予算委員会の中での説明は396万円という、頭の中には入っていたのですが、これはただ1割と重複してしまっていて、自分の方も本来ならここで質問等をしなければいけなかったという反省もあるのですが、これはちょっとわかりづらい、説明をしていただかないといけないと考えましたので、それで質問させていただきます。

（1）1社随意契約の金額の決め方について伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） お答え申し上げます。公用車運転業務委託料の業務については、町長の公用車の運転、清掃及び車内清掃等を委託するものですが、主たる業務が町長の公務日程に合わせ、急な会議や行事への参加のほか、自宅から直接遠方へ出張する場合に決められたスケジュールどおり運転をするということなど、土日祝日を含めた不規則な勤務体系になっています。このため委託先となる企業については極めて特殊な業務であることに鑑み、町長が居住する地域で専属運転手を確保することができ、また、専属運転手の急な体調不良等による欠勤等にも代替運転手の対応が可能となるよう、運転業務を生業とする企業に適性があるものとし、この業務を確実に履行できる能力を有し、かつ、当該契約を締結する意志を表示する地域内の企業との間において町で定めている随意契約ガイドラインに基づき、特命の一社随契をしているものです。

金額の決め方ですが、まず予算編成の段階で前年度業務実績や町で定める日額賃金単価を用いまして、町としての設計額を算出し、合わせて企業から予算用の見積もりを徴取し、これらを比較調整して予算計上します。

また、予算執行時においては、その契約事務において予算の範囲内で改めて設計を行い、企業から正式見積もりを徴取し、見積もり合わせを行って金額比較検討を行い、提出された見積額が町の設計額以下である場合に最終的な契約額が決定するものです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 確かに特殊だということは、この町が合併した時、この運転業務というのは最初から両地区に行くということで公用車の使い方がある程度ガイドラインを作った経緯があつて。これはどっちの町でもいいですよ。ただし、町長が在住する地域の中での会社の一社随契というお話は、だから変われば変わっても構わないというお話を前に議論した経緯が自分にはあつて。とりあえず現在の地域で、追分地区に在住されていらっしゃる従前から契約をされていた一社随契という形に今もなっていることは間違いないということは私も承知しています。

見積もりの仕方についてお伺いしたいのですが、実績の計算方法や比較調整となっていますが、この調整をするということは相手さん方の請求額というか予想されている金額と、うちが積算する金額的には誤差が生じているということで理解してよろしいか伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 予算編成の時の金額の決め方については様々な手法がありまして、例えば独自に設計ができない場合には数社から見積もりを徴取し、その平均をとって予算計上することもありますし、工事関係であれば自分のところで設計できれば、その金額をダイレクトに予算編成で金額を出すこともあります。今回の案件については、あくまで一社からしか見積もりを徴取するものではありませんので、それと比較検討する上で前年の運転の実績、月で言うと昨年の方は22日出勤をしているという平均値と、町の方で定めている免許を保有している方、運転免許ではないのですが、免許を保有している方の概ねの日額の単価を定めたものがありますので、こちらを掛け合わせて出てくるものと企業から聴取した見積額を比較し、その時はこの後のご説明になりますが企業様からの見積額が低いということもありまして、そちらの額を最終的に予算の額として計上したものです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 一社随契というのは非常に難しいなという感じは私も受けてとれるのです。比べるものがあれば比較して高い安いという言い方をしても構わないと思っています。ただ、この調整をしないではいけない。企業さんも損してまで事業をやるわけではないですし、運転手側もそれなりの賃金をいただかなければ働いていただけない。まして時間制限というとな非常に不規則な、職業的に言うと労働時間と言って正しい時間労働になるのかどうか分かりませんが、といったところを鑑みて一生懸命数字を出してらっしゃると思うのですが、ここでいうところの次の見積もり合わせというのは、どちらからどのような形で徴取しているのか教えてください。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 見積もり合わせ、今回のこの公用車の案件で申し上げれば、とにかく地方自治法上は、失礼しました。町の契約規則上は一社限定であっても自分のところで最終的に積算した設計額と見積りの額を合わせて見積額が安ければそこと契約するという流れになるかと思えます。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） すみません。そこのところがちょっとわかりません。見積もり合わせをする会社を、見積もりをいただく場所。要は他社ですよね。違うのでしょうか。通常は他社からの比較を見てとなるのですが、この随契ですから。見積もり合わせをするという見積もり合わせる相手さん方はどういう形になっているのか。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 今回の契約は、議員ご指摘のとおり最初からこの会社と契約をするという内容で行いますので、他社から見積もりを取ってその会社と合わせるのではなく、町の方で設計した額と見積もりを合わせるということです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） わかりました。行政側の見積もりと業者側の見積もりの合わせをした形で積算して出すということ、契約するということですね。

これは正直言ってどこが基準かわからないですと、これが普通なのだろうと。平均単価で言ったらこれぐらいだと。よその町の状態がいくらかなんて調べているかどうかわかりませんが、通常どこかと比較する上では一社随契というのはどこかうちの町じゃなくても他所の町と比べる要素は多分にあるのだと私は思っていますから。ぜひ比較できる、もしそれが高いのか安いのか自体も今の現状で言ったら本来把握しきれていないのかなど。自分たちはそれで良いと言えはそうかもしれないけど、よそ様と比べてどうなのかなってというのは若干参考にする必要性というのはあるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 町で定める契約のガイドラインでは、随意契約における積算の妥当性の検討ということで、随意契約においては値引き交渉がなかなか行われるものではないと。競争入札のような価格の競争性が働かない。よって積算の妥当性、合理性については取引の実例価格を参考に考慮するなど価格の適正について十分検討することと定められています。

当該業務においては、まず1点。平成30年4月、町長選が行われる前の段階で契約に関する協議を行った際に、他社様の方から見積もりを徴取した経過がありますが、その際の町外企業の見積額というのは現行の受託企業の見積もりに比べて税抜きで約300万円程度高いものがありました。こういった比較を随時行いながら、現行の契約の額が妥当かどうかを検証しているところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） わかりました。なかなかこの辺についての検討、難しいところではありますが、基準をもってしてしっかりとやり方、決め方について随時検討していただければと思いますので。

それでは次に移ります。2の方に入りまして、町長公用車の使い方について伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） お答え申し上げます。基本的には町長が朝登庁する際、専属運転手が町長宅まで町長公用車で町長を迎えに行き、公務終了後は町長宅へ町長公用車により町長を送致するものです。これは町長の円滑な公務の遂行に資するものでして、また、町長の公務の状況に応じ、素早く活動が行え、また、危機管理、安全確保といった観点からも合理性のある行為だと認識をしているところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 当然、危機管理とか安全確保という、最終的にはそちらにいくのかなと思うのですが、よその町の状態を伺ったケースでは、町長は庁舎に来るまでは自分で来て、仕事が終われば自分の車で帰る町村も当然ありまして、うちの場合は自宅から自宅へという形の中で毎日運行されているということですので、効率的に言うとそれが一番よろしいのかなとは私も思うところがあるのですが、逆に言うと、この時間制限は運転手さんにすると早い時間、勤務時間8時半までに庁舎に着けなくてはいけないという時間帯が制限されてしまいます。公務で在庁で、ここの職場内で勤務されている予定だとか、日にちとかもしあるとすれば自宅から自分でという方法も無いのではないのかなと。安全面で言えば皆さん同じように通勤は自分でしているわけですから。町長だということの安全性を考えればそれはいいですよっていう話かもしれないけれども、じゃあ普通に今日は出張ですよという時はあらかじめ車を利用してなんら問題はないかもしれないが、実は今日は庁内で業務を行いますよと、出かける予定はありませんよと言った場合はそこを使わなければその分だけ運転手さんにも、時間帯とすると楽な部分が出てくることも当然出てきますから。私の感覚で言うと、お年を召しているわけではなくて今バリバリ働いている町長ですから、自分で動きが取れるという状態であるのであれば、少なくともそんな日があってもよろしいのではないかなと。これを見て、今までのルールで見っていくと、どうしても安全だ、なんだかんだ言われて毎日毎日そのようなルートでいらっしやっているのは当然わかります。ただ、皆も同じことで同じリズムで職場に向かって職場から退社していくわけですから。自分だけ特別だよと、いや行事があればそれは当然公用車を使用して行っただかかないといけない。いち早く動いていただかないといけない。これよくわかるのですが、よその町村の方のこともたまに聞くと、うちの町長は庁舎まで自分で来るよ、自分で帰るよというお話も承ったことがあります。どういうルールでこういうふうにするのかよくわからないのですが。ちょっと考え方を変えて、これが縛りだという話ではなくて、そういう日を設けても僕は皆さんと同じですよという意味も多少はあるのではないかと思うのですが、その辺についてどうでしょう。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 総務課ですので町長、副町長の秘書関係の業務も行っている観点での一般的な考え方になってしまいますが。ご指摘のとおり近隣と言いますか、他の自治体によっては庁舎が、役所から徒歩何分ですとか、そういった場合にはそのようなお話もありますし、いつでしたか、追分庁舎でまだ議会が行われていた際には、追分に居住の前町長が直接自転車で登庁されて、その日は運転手が休みということも確かにありました。ただ、一般的に今のこの庁舎の方式ですとか、町長の公務といったものを踏まえて考えますと大変法律論で恐縮ではありますが、町長は地方公務員法上の特別職でもありまして、給与、勤務時間、その他勤務条件というものは、これは我々職員とは全く違う動きになります。町長ですから朝早く公務のために道東の方まで出張されるなどもよくあります。そういった部分でいくと法令等で町長の通勤の規定というのが地方公務員法上で明確に定められていないというのが1つ。また、町長の送迎というのは繰り返しになりますが、円滑な公務遂行に資するものでして、こちら色々我々も判例を調べているところでして、平成20年、東京地方裁判所において自宅への送迎における知事専用車の使用について公的活動と私的活動との切り替え時においても機動性を確保し、危機管理を徹底するものであることから、その使用について合理性を有すると言えるという判例もあります。こういったものに基きまして一定のルールを定めて町長公用車の運転をしているという総務課の立場と言いますか、業務もありますので、そのような運営をさせていただいているところです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 自分が使用させていただいている件ですから、その他もうちょっと詳しい細かい話もします。当然私含めて市町村長が役場庁舎の出勤時間に合わせて出勤は自分はするようにしていますが、歴代、それに合わないような形で遅めに出勤したり、それは他の首長もよくあります。それは逆に言えば土日が無い時がほとんどなく、1か月も無い時もあったりします。それで先ほど平均で22日運転手さんがというのは、まさしくそういったことがあって、土日がずっと公務が入っていて休めない時には連続出勤が続くわけですね。運転手さんの休みの確保も配慮しながら自分の中では平日に、自分がマイカーで運転して職員と同様な形で来ることも当然あります。そういった中で平均22日にするようにしているということもあります。

また、急遽出るということも頻繁にありますし、それだからと言って平日以外の出張だけの契約で、それだけきちんと運転手さんが確保できるかであったり、そういった問題も背景にあるというのはご承知だと思います。また、今安平町では3年前ぐらいからLGWANのテレワークの実証実験システムを無償でやらせていただいています。このパソコンではないのですが、サーフェスと言ってもうちちょっと小さなパソコンを私常時持たせていただいています、自宅でもリモートで、さらには出張中車の中でも、自分はよく札幌は頻繁に行きますし、行き帰りの中でも電子決裁を今フェイスオフィス上だったり色んな形の電子決裁、町長室のパソコンをリモートで操作するイメージだと思っていただければ。セキュリティは担保されていて5つのパスワードがなければいけない。パソコンには何も入っていない。そういったものを使いながら東京出張もよくあるのですが、行った先だったりホテルだったり空港だったり、車輻の中でも仕事ができるものも持たせていただいているので、なおさら車にいるから町長室にいるからではなく、どこに居ても仕事ができる環境にあるということが非常にありがたく思っています。また、その日常の朝の出勤時にパソコンを開いているかということ、それはほぼありませんので、そういった時には当然その日の会議の資料を見たり、それは紙ベースでカバンに必ず持ち歩いていますから、そういったものを見たり、挨拶を考えたり、考え事をしながらここまでの行き帰りをしていますので。そういった中で車は他の首長さんもそうですが、町長室と同じように仕事の空間であると私は理解して使わせていただいているというところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 町長は常にお仕事をされていると。公用車も1つの事務所であるというようなお話をされていました。当然、そういう首長のお仕事ですから決裁をしないといけないということも含めた上でこの車輻を使っていらっしゃるというお話でした。当然それも理解できます。今はそんな時代であることも事実ですから。ただ、使い方としてちょっとだけ言っている、町民的な感情なのですよ正直なところを申せばね。皆一緒ではないかという部分で見られている部分もある。別枠だという部分も見られることは当然ありますから。たまたま言う時には、よその町長こうやって来ているぞという話を聞いて、じゃあうちはこれが普通だぞと言ったら、それがどうだと言われたら、それぞれの違いがあるから確かにそのとおりです。距離が長ければ当然そのところセキュリティまずいのではないかと言われたらそうかもしれません。それは何km以上は使っていないよとか何km以上は駄目だよとかというそんな話をしていてはなくて、日常的な使い方の感じのニュアンスの部分ですから、町長が自分でそのように説明もしていただいてこの

ような使い方だと。22日の平均的なドライバーの勤務体系の在り方というのも町長ご自身も使用しているから良くおわかりかと思うので、ここのところは働き方改革がまた別枠にいろいろ難しいところもあるでしょうから考えていらっしゃると思うので、この辺については極力使う意味での負担の軽減というのも考えながらということはお願ひしたいと。できているのであれば、かなり優秀かなってところですよ。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 一点言い忘れたのですが、先ほど高山議員がおっしゃったのは朝8時半に間に合うように来るためには運転手さんはさらに早くといったことも私も思っています。それで例えば夜の会議だったり懇親会も含めて多い時には月30回以上ありましたので。そういった時には自分も仕事の切りが付けば2、3時間早めに自宅に帰って時間の調整、日数だけでなく総労働時間みたいな時間配慮も含めて自分はやらせていただいていますので。自分が町長に就任した時の運転手さん、前の前の方が14日間ぐらい1日も休みが無かったところがあって60を超えてきつくなってきたというお話も聞いたので、その時から、初日からそういうやり方に僕は切り替えましたので、それを現在まで引き継いでいるということです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） わかりました。町長ありがとうございます。それでは次3番目に移らせていただきます。消費税分の39万6000円の増額の理由についてを伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） お答え申し上げます。令和6年4月30日の臨時議会においてご決定いただきました増額補正の当該業務にかかる消費税分39万6000円については、昨年度までは年間契約額が税込みで396万円でした。これが令和6年度予算編成の段階で、前段ご質問でいただいた際にお話したとおり、当方の設計額と比較するために委託先の企業から令和6年、これまで6年据え置いた業務単価のアップについてあらかじめ実は打診を受けていたところだったのですが、昨年12月に提出された予算用の参考見積書において税別で396万円の記載となっていて、これを税込みの396万円と誤認

し議会提出までこれに気付かず、令和6年度当初予算で前年度と同額の予算額で計上したものです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 積算の根拠から言って消費税分の39万6000円、この積み上げの仕方が非常に理解しにくいのです。ただ単に1割上げるぞという話なのか、どう積み上げてこの39万6000円という数字になってきたのか。偶然、たまたま、1割分の金額の39万6000円という数字になったのか。この積み上げの仕方がどうなっているのか教えてください。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） お答えになるかどうかわかりませんが、先方からいただく見積書には内訳が記載されていまして。まず運転手様の1日の単価、日額ですね。日額の単価が単純にその10%伸びたということではなく、単価が伸びているのと、あと諸経費ですね。事務の方が取り扱う事務の手数料といったものの諸経費も若干アップをすると。結果として全体額で10%が伸びたものを当方事務方の方で誤認をしたというものです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ちょっとそれわかりにくい。正直なところ。アップした。人件費が上がった。事務経費が上がったでちょうど1割だというこの積算の根拠がわからない。偶然なのか。じゃあ事務方がいくらで日当がいくら上がったのかという数字を挙げてくれて39万6000円だと言わないと理屈的には、僕らが言う通常の言い方をするとどんぶり勘定の1割だという話になるのではないかとこっちは受け止めてしまうのですが、その辺について伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） たまたまその合計金額が消費税分ということになったので。10%ってどんぶりではないかというお話は、これは弁解する余地がないというか、結果として我々は積み上がった金額が10%アップと認識してい

まして、単価で言いますと例えば運転手の単価が1万1千何百円だった従来の積算部分が1万2000円になりましたですとか、そういったものの積み上げで12か月分で39万6000円になったというものです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） これ4月の臨時会の副町長の説明は、消費税分を入れ忘れたという話なのですよ。その話でいうと話が違ってないかなと思いますけど、いかがですか。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） お答え申し上げます。非常にわかりづらくて大変申し訳ございません。見積額で通常上がってくる額というのは税別で上がってくるものです。従来の予算額は税込みで396万円でした。今回、昨年12月に予算用の見積もりを頂戴した時に先方から上がってきたのが396万円の税抜きの金額で上がってきたものを誤認したということで、結果として消費税分が予算で計上されていないという結論になったものです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） そのところが非常に納得いかないのですよ。それでしたら、消費税分上がりましたよと言ったら、合計で435万6000円になったのですという話をどこかに入れておかないと。僕が一般質問の時に普通に369万円ということで通常と同じだということから、確認は僕も予算委員会の時にしていますから、その数字はそのように決められているとわかっています。でもこの時点で気付いていないこと自体も本来はおかしい。だから説明する時にしっかり言ってくれないと通り過ぎてしまって、自分もうっかりしていたというミスはあったかもしれませんが435万6000円になるという筋書きをしっかり言っていたら、これは完璧に1割アップだと言われて違うのだと、積算で上がってこうなっていたと話を言われてもこれは非常に理解ができない、というか説明しにくい。たまたまとずっと言われているけどこの数字の言い方、じゃあなぜ最初から436万円だったのですって言うのであれば消費税分ではないということでも理解ができたかもしれない。逆に1割アップだということからおかしいという話になるだけで。ここの感覚は私がおかしいのか、そちらの説明とのギャップがあるのかわかりませんが、私に言わ

せると3月にちゃんと聞いていますって委員会で。その時にちゃんと皆うんと言ったのですって。でも4月30日の臨時会の時にいきなり1割アップですと言われたらおかしいじゃないかと。全体の金額から言えばただの39万6000円。重箱の隅をつつくような話だっただけでずっと言う町民もいます。しかし、このやり方していたら私らわからないうちにそういう結果になっては困るのですと。ですから教えてくれる分はもっと丁寧に、積み上げてきたのがこうでしたからこの分上がったのですという説明をしてくれないと、ただの1割上がったのですという説明はおかしいのではないかなと私は思います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 4月30日時点での補正の説明も含めてですが、こちらの予算で積み上げた、誤った金額で予算の委員会にもご説明してしまっている部分もありますので、そういう理由での補正でしたのでどうぞご理解いただければと思います。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） こういう話はしっかりと本当にこれからは無いようにしていただきたいということをお伝えして、では4番目の方にいきます。予算の確認の方法についてもう一度伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） お答え申し上げます。予算の確認ですが、予算計上に当たりましては前段で課内で確認を行いまして、予算編成を経まして予算編成作業を進めるものですが、繰り返しになりますが、今回の件はその過程における事務的な確認漏れによるものです。こちらについては令和6年第3回安平町議会臨時会の補正予算の第1号提案説明において副町長よりお詫びを申し上げたところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） そういうふうに聞いているのではない。予算の確認方法というのは、いつどこで予算決めて、どうやって皆で確認し合ってきて予算

に載せてきているのかっていう話ですよって。皆積み上げてきて、いやこれは駄目だって弾かれていってずっと色んなことをやってきているわけではないですかって。もうずっと確認もしているはずですよって。予算編成して印刷して僕らに渡してくるまでの間には。だから、どこでどれぐらいの確認をされているかを聞いているわけです。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 予算編成については12月上旬までに担当課におきまして各企業様ですとか、そういったところから見積もりを聴取したり自分のところで積算したりして積み上げたものを財政担当の方に提出すると。その時には色々な根拠資料も付けて、その中で誤りがないかの部分もそうですし、この計上は不要ではないかという、そんな査定を副町長から受けながら1月に入りましてヒアリングを行って大体1月の末で確定する流れになります。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今回の間違いについては今総務課長が説明したとおりで、単純なミスだからこそ逆に見抜けなかったところもあったと思います。それは見積書というか参考資料があって、それが税込みと税別、その資料の解釈の仕方が入口で、その時点で例えば入力する時に396万という形で入力されているということですね。我々のシステムは前年度の予算額と本年度の予算額システム上比較できるようになっているのです。それをコピーして前年をベースにしながらか修正することも多いので。ですからそこでも同じ数字が入っていて、今までずっと6年間ずっと同じ数字だったと例えば。そういうことだったから、なおさらそこにもチェックする側としてもチェックもなかなか参考資料を見ない限り、そこからどの作業をやっても副町長査定やってもその資料のその税込み、税抜きを見ない限り見抜けなかった事案だったと思っていますが。いずれにしてもこちらの誤りですので、この場で再度お詫びを申し上げたいと思います。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 町長から申し訳ないというお話をいただきました。当然チェック機能、本当に電子化されて色んなやり方をしてきて、今までだったらもうちょっと時間がかかったのがすぐできるようになってすぐ見られる

ようになった。逆に言うとチェック機能が薄れているという話になっているのかもしれない。紙ベースでやっていたらプラスアルファで上がっていますよという書類が届くはずなのに、パソコンに入力したら前年と対比ゼロでそのまま通過しちゃったって。この言い訳は非常に僕にとっては納得いかないのです、この話はね。言っては悪いですがこんな抜け方する話はおかしいのですって。本当に3月の委員会で396万円って聞いていたわけですから。説明を受けたのですよ、総務課長から。この時点で誰も気づかないってのはさ。あの時なんで私が396万円にこだわったかという、全然変わっていないから逆に僕はそれを聞いているだけの話であって、その流れであなたたちが査定をずっとやってきてプロの世界で僕らと違っていつも見ている人たちがここで抜けていたという話になると信頼がされなくなると。あとで上げてきたという話はミスったから上げてきたという話は非常に、仕事をしていて物の値段が上がって足りなくて上げてきたというものとは訳が違いますから、こういったところの観点はもうちょっとしっかりやっていただかなければいけない部分だと。特に機械に頼りすぎるとチェック機能が薄れるのか、自分の感覚がそうになってしまっているのかわかりませんが、これは十分注意する必要性が本当にあると思う。この問題は小さな問題でしたが、私にとっては非常に自分が聞いた部分、そしてズレていた部分に対しては嫌な思いとか不愉快な思いを当然していますので、こういう説明を受けて町長が謝っていただいたことでありますからこの辺にしておきますが、こういったことは本当に無いように気を付けていただきたいと思います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 町長がお詫びを申し上げましたけれども、ヒアリングの段階は副町長査定が一番でございまして、その中で経常経費並びに臨時事業の部分も一緒に確認をしていくわけです。その中には確認シートがありまして、ここで出てこなかったために今回こういう部分を見落としていたのが現状です。ここら辺、経常経費、臨時事業の部分の副町長チェックシートの部分をさらに重点的に見て提出をしていただいて漏れが無いような形を考えていきたいと思えます。これが私の方で一番先にチェックするわけですから、この部分はしっかりやっていきたいと思っています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） それでは次に入らせていただきます。2番目の次世代半導体メーカーラピダスの対応についてを伺います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 確認でございます。現在のラピダス関連産業での問い合わせは、どのぐらいあるかという形でしょうか。よろしいですか。

まず1つ目の質問に関しては、米川議員と一部重なるところがありますが、2月の次世代半導体調査特別委員会でご説明をさせていただいた時の資料ベースになります。これは先ほどご説明したところでございますが、住宅などの住まい関係としては6件増えて全体で16件の問い合わせ件数。工業団地など企業関連の問い合わせは1件増えて7件。若干再生エネルギー関係での問い合わせです。担当段階の分析になりますが、安平町は電力供給としてのご検討している企業様が多いのかなという、問い合わせ状況から押さえているところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 住宅というものが少し動いてきたという段階なのかなと。新聞報道で色々進んでいく状況。他町村の動きを見ていると、動いているわというところもあるのですが、逆に言うとうち遅れているなど。もうちょっと何か来るのかなと思っていたのですが、そうはなかなかいかない。今の現状を把握できましたので。

では次に入らせていただきます。（2）ラピダスに特化したチーム体制が必要ではないかと思うのでお伺いしたいのですが、この今の状態でいうと非常に原課が非常に仕事量がたくさんあるのだな大変なんだなどは日頃から見えておりました。何とかうちほうち、我が町のチームとして何かラピダスを迎える上で対策を打っていかねばならないと私は感じていましたので、通常業務もしないといけない、その他にこのラピダス関係の受付もしなくてはいけない、情報も収集しないといけない。これは今マックスになっているのかなと思うのですが。これから先まだ事業を色んな展開をしていかないと行政側も色んなことを展開していかないといけないということになれば、別枠のチームを当然作る必要性があるのではないかなと思うのですが、いかがですか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） これらについては安平町としてラピダスの現段階での

総合的窓口を政策推進課、案件によっては各担当セクションによって個別対応をしているところです。受けとめるだけの対応でいけば今の対応でも可能などころは一部ありますが、関係する問い合わせも徐々に増えてきているところもあり、どこかの段階で専門的に取り組んでいく部署の設置は必要であると考えています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） どこかの時点で作らなくちゃいけないって、当然作っていただきたい。今でも作っていただきたいと思っています。ただ、今うちにはないのはノウハウを持っていないということなのです。専属という形ではないにしても、こういったものを、土地を動かすだとか法的にどうしなければならぬとかって話になると非常に複雑になってくることは間違いなくて、対応するというのは非常に、今度はだんだん難しい状態に入ってきます。これどこかの時点というか早急に職員の研修、誰か1人2人にしても研修をどこかで受けていただけるような体制づくりをしていかないといけないのではないかなど。今の状態で受けるだけではなく攻める対策を打っていかないといけないということは、うちの事業をどのように、どういう法律をどう守りながら、どういう展開をしていかないと出来ないかということ、ここから先すぐやらないといけない部分であるので、職員の誰かというか、チーム編成する上では教育をどこかで受けていく必要があるのではないかなと思うのですが、そういった考え方についてお願いします。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） まさに今おっしゃられたとおりですが、これは早急というよりもまず経済産業省で、今新しい情報ということで自治ドットコムの中では経済産業省は、産業用地の整備を目指す都道府県や市町村への支援強化に乗り出す方針を固めた。製造業を中心に企業の間で生産拠点を海外から国内に移す、国内回帰が進んでいるため、職員の育成や用地確保の助言といった専門機構のサポートを受けるための費用について自治体負担を半額程度に軽減することを検討。2024年度中に数十の自治体を選定し支援を始める方向で調整するとあります。安平町も手を挙げている段階でして、これらが決定しますと伴走支援をいただきラピダス対策を模索していく考えの中で、この国の方は6月13日経済産業局説明があるとの情報をいただきました。現在それらについても担当と連絡を取り合っている状況です。また、経産省では産業用地に適した立地や企業のニーズなどを調査する自治体に対

し専門機関が伴走支援したり、土地開発の法令に関する職員向けの研修を開いたりすることを想定しており、中小企業基盤整備情報の助成金を原資とする約11億円の基金を活用することで自治体の費用負担を半分程度に抑える方針だという部分もあります。28年度まで継続する計画で24年度は6月ごろの公募開始を目指すとありますことから、現在注視をしているところです。

また、これらについてはご存知だとは思いますが専門機関と基金の部分と自治体この3つの中でありまして、自治体は専門機関に対し費用負担を半額程度。それを受けて専門機関から支援として職員育成研修、企業ニーズ調査などを行うと。それを受けた中で自治体は産業用地を整備しやすくなるという形です。先ほど言いました基金の約11億円については、中小企業基盤機構の助成金で造成をしていくというような流れです。

いずれにしても現在注視して局の担当者とも連携を密にしている状況ですので、先ほど言いましたこの方針が決定すれば、速やかに行っていく考えではあるということです。以上説明を終わります。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 個別具体的話は副町長が答弁したとおりです。基本的に現在、国とか北海道においてはまさしくGXとかDXという連日報道されていますけれども、ラピダスに象徴されるように台湾のTSMCの九州で行っているそういった次世代半導体の取り組みだったり、また、安平町も昨年の7月策定を完了しましたデジタルDXの推進、まさしくそういった取り組み。さらにはゼロカーボンだったり、再生エネルギーの取り組みについてもこれはラピダスも絡んできますけれども、推進しているところです。ラピダスの関係とかゼロカーボンの関係についても、例えば庁舎内で体制を強化していくといった場合、当然職員にも、きちんと職員の採用計画を立てながら議会の全員協議会でも説明した目標を持って人材育成もしているところですが、なかなか急激に増員ともなりませんから、例えば体制を整備するにしても兼務発令みたいなことも必要になってくるかと思っています。そういった必要性は、私も高山議員同様持っているところです。ラピダスの関係で、ご承知のとおり来年2025年の春にパイロットラインが稼働するという状況も含めて、そういったところも見極めていかなければならないと思っていますので。当然担当セクションの、先ほど申し上げた設置だったりプロジェクトのようなチーム、そういった庁舎内のチームを立ち上げるようなことは検討していかなければならないかと思っていますし、以前聞かれた際にはラインワークス上といったところで常にラピダスの情報を共有できるようなことは当然やっていますが、具体的な庁舎内の取り組みを、これから進めていかなければならないかと思っています。

関連しますが、ゼロカーボンの推進については一歩進んでいまして、今年の1月23日に報告させていただいたとおり、ゼロカーボンの推進協議会も立ち上げて来週も第3回目を開くようになっていくわけですね。ゼロカーボンの方は今年度中にできれば、室であつたり兼務になろうかと思っておりますけれども、そういった担当の中に設置しながら具体的な協議も進めていって、令和7年度のスタートから遅くとも7年度中には職員の増員も含めて検討しているところです。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 新しい情報として、前に進む新たなことができる体制を作っていくと、国は補助も得ながらというこの大事な時期なのだろうと。何とかうちもどこかに引っかかりたいというのが現状だと思っています。当然、私もそれに引っかかってほしいと。うちに新たな職員を、ちょっと技術的な部分、法的な部分を改めてこのセクションに必要な知識を得ていただく形にしないと、常によその外注をかけた人たちをお願いばかりをしないといけない、でもうちの中で精査ができない。うちの中で中身をもっと詰めていかなければいけない部分で、全然対応しきれないといけなくなってくる。ですから、今回の案件で次こういう公募で応募していただければ、当たればこういったところの資金調達もしくは技術的なもののフォローをしていただけたらいいところにいるのだなと。そうすると、うちの町も自分たちでできること、何をどうすべきかという話の一番柱になるところはしっかり習得できるのではないかなと思うのですが。そういったところはぜひとも力強く私たちも応援していきたいと思っておりますので、その辺についてはぜひとも進めていただきたいということで、私の方からの質問は終わらせていただきます。

○議長（多田政拓君） 以上で10番高山正人議員の一般質問を終わります。

次に11番梅森敬仁議員の一般質問を許します。

【通告No.3 11番 梅森 敬仁】

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 11番梅森です。私は今回は安平町の現状と今後の展望についてということで、大きく3点について質問します。

まず第1点については今日も他議員から質問がありました。ラピダス関係の質問をしたいと思っています。昨年の6月定例会で私はラピダスの問題と取り上げて、色々と提案を含めて質問させていただきました。その時はまだその前の年の秋に発表されたので、これから頑張るというような回答だったと記憶をしております。それから1年経ってどうやって変わってきたのかなと、どういう提案をされるのかなとずっと期待をしていたのですが、今日の他議員の質問にもありましたように1年前と同じような質問が今年1年経ってもまたされているように聞こえてきたのです。これ、きちんと結果を出していないということではないですか。そういった意味で昨年に戻りますが(1)のところで、昨年町長は仮称チームラピダスということで役場内の横断的な合議体制、これでしっかりと対応をしていくという中で東胆振1市4町の東胆振定住自立圏や千歳を含む千歳・苫小牧地方拠点都市地域整備推進協議会との枠組みの中でしっかりと議論をしながら、役場内でも情報共有会議の開催などを検討していくと。ラインワークスの中にトークルームを作って情報を共有しますよと。その他、非常に耳ざわりのいい言葉でご答弁いただいたと記憶しております。その結果、一体何が進んできたのか。結果として何を出したのか。その点についての説明をお願いします。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 1つ目のご質問については、ラピダス関連の動きとしては昨年の5月から、庁舎内でも6月から先ほど議員の方でありましたとおりの仮称チームラピダスとして町内情報共有のラインワークスでのグループ24名参加しています。そして関連機関等からの情報については共有しているところです。現在は2月の次世代半導体調査特別委員会の中でも触れさせていただきましたが、安平町は工業用水、電力供給といったところで大きく関わっていき、必要に応じて地域説明会、個別説明などを行っているところです。近隣自治体との連携については、東胆振1市4町の東胆振定住自立圏においては中核市である苫小牧市を中心に連携を図り、令和7年度の苫小牧地方総合開発期成会要望として国、北海道に対してこのラピダス関連の要望を盛り込む要望を行っていくと予定しているところです。また、千歳・苫小牧地方拠点都市地域整備推進協議会においては、今年度、首長による8月22日に対面での総会開催となっており、その中で情報交換等を行っていく予定となっています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） ちょっとまだ何というか、物足りないという表現は失礼かもしれないけども。私聞いているのは去年1年間色々枠組みがあって、協議会その他があって議論していきますよと言ったけど、どういう議論をしてきたのですか。その議論をもとに令和7年度の期成会要望につなげていくと言うのですが、何を要望するのか内容が無いじゃないですか。その内容の説明をしてください。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） ラピダスの情報については皆さん方も新聞報道等で見ている。そういったところが比較的我々も同様の情報が主であるということはこの間の安平町の動きが見えないというところもあろうかと思っておりますが、今年度の動きとして今副町長が説明の中に触れた苫小牧地方総合開発期成会、今回岩倉市長も公務復帰をされて1市4町で5月30日に室蘭開発建設部そして胆振総合振興局の方に現状と課題、ここは大きな課題でありますので、例えば苫小牧市を中心とした1市4町の自治体において移住者の増加だったり関連企業の誘致、雇用、生活環境、自然環境といったことの問題が当然ラピダスについては危惧されるということはお承知のとおりだと思います。我々については1市4町の中で、このラピダスに関連してインフラの整備、更にはこれは道路も含まれてくると我々は思っています。町道の整備も今行っておりますけれども、ご視察されたことで承知かと思っておりますけれども、非常に完成した暁には通勤の関係で交通の便がラッシュになるということは渋滞が生じることになるということもございますので、そういったところを含めたインフラ整備だったり、安平町がまさしく今進めている住環境の整備、あとは苫小牧東部開発地域もあります。企業誘致の促進と、そういった期待する課題を解決することに向けて取り組んでいきたいということで、これは予算的なお願いが主になってきますが、投資促進のための必要な支援についても要望しておりますし、また、企業誘致などを見据えて現状において苫小牧地区へ供給が計画されています20万㎡の水ですね、これを確保するための補完手立て、水量を補うといったところも逆に苫東も含めて我々もそうですが課題は変わっていませんのでそういった検討も、さらには苫小牧地区の工業用水の確保についても、あらゆる手段を検討しながら中長期的なビジョンを計画に基づいた対応を国土交通省、北海道に共通要望ということで首長がさせていただいたところです。また、千歳・苫小牧地方拠点都市地域整備推進協議会、しばらくコロナもあったかもしれませんが対面での協議会だったり総会も行われてきませんでした。今回対面で何とかこのラピダスの関係もあるので行っていただきたいというお話もそれぞれされていたこと

で、日程も調整していただいて、8月22日に拠点都市の協議会も千歳市の方で行われるということです。ちょうど日程調整だったり、内容も色々聞き取りもしていただいたので、安平町ではその総会が終わってただ終わるのではなく、その後の意見交流会というか、そういう懇談の場も設けていただきたい。できればラピダスの建設の現場だったり、そういったところの視察も希望する旨をお願いさせていただいているところです。当然これから先ほど胆振総合振興局、また室蘭開発建設部といいますいが、今後、北海道庁だったり、北海道開発局の方に同様のラピダス関連については、そういった趣旨で、まだ個別具体的な要望にはどこの町もなっていませんけれども、当然情報だけではなく、これから想定されるような大きな予算のお願いを国、北海道を巻き込んで行っていかなければならないということで今まさしく動いている最中ですので、これまでの1年間の具体的なことは見えないかもしれませんが、そういったやりとりを含めて今まさに動いて首長が中心となって要望活動を開始したところです。

〔梅森議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 梅森議員。
- 11番（梅森敬仁君） 胆振東部の他のところと要望が無いというお話だと聞かされたのですが、あり得ない話かなと思って聞いていました。町長の公務の計画表を見ると5月14日に白老町で、先ほど言った東胆振1市4町の東胆振定住自立圏の首長の意見交換会があったと思うのですよ。その中ではこの話題出なかったのですか。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長。
- 町長（及川秀一郎君） あまり時間がほぼ無く、各町1項目ぐらいの話題提供等の時間しか取れなかったこともありまして、このラピダスという話は議題になって議論したということはありません。

〔梅森議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 梅森議員。
- 11番（梅森敬仁君） ちょっと残念な内容ですがね。連日新聞、テレビ等でラピダスの名前が出ない日って無いのですよね。社長が来てどういう話をしていきました、先達ではラピダスの専務さんが来て本体事業とは別に、例えば新聞には食堂だとか、あるいは職員の通勤の環境だとか、そういうについては地元の方たちにお問い合わせする部分が多いということをお喋りして書いて

ています、新聞見てもらえればわかりますけどね。そういう中で残念ながら近隣の首長となかなか要望まではいっていないと、明確に出していないというお話は今聞きましたが、昨年6月に私言いました。当時の市村経産大臣が先ほど説明があったように、近隣の市町にはインフラ整備も含めて具体的に言っていましたよね。昨年6月の私の一般質問を見てもらえればわかりますが、具体的に飲料水が必要であれば浄水場の設置、あるいは道路整備は必ず都市の作りには欠かせないものであるということで、これについては安平町単独で事業として立ち上げようと思えばできるのではないかと思うのですよね。逆にこれチャンスではないですか。国家予算で応援してくれるのですよ。今までも何かあると飲料水が安平町が足りないからなとか、そういう話が出てきます。道路環境についてもなかなかお金が無いので全体に行き届く完璧なまでにはいけないんだという話が出ているので、まさにこれチャンスではないですか。国の予算を投入してくれるって国から言ってきているのだから、他の苫小牧、千歳、厚真とかと色々協議するということも大事なことだと思います。安平町は単独ではなく他の町とも連携をとり合いながら胆振東部の発展につなげていこうという考えも非常に大事だと思うけれども、こうやって今のように浄水場だとか道路を作ろうだとか国の予算が降りてくるのでそれを利用して安平町の環境を良くすることについては、これは安平町単独で頑張ることができるではないですか。そういうことにきちんと、できることは手を付けることだと思いますよ。そういうことに町民の方は色々新聞、テレビ等の報道で非常に造詣の深い方たちが多いので、何で安平町はやらないんだってという疑問の声がよく私のところに聞かせていただいています。安平町単独でできることの想定は今のところしていませんか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） ラピダスということに限らなくても、これまでも国であったり北海道に対して要望を期成会を通じて行っておりますので、その内容の中で現在は各町がバラバラに要望するのではなく、1つの共通要望として今挙げているという話を先ほどさせていただきましたので、安平町だけが単独で国とかの要望ができないわけではないと思いますが、1つの町ではなくて面的な定住自立圏のこの1市4町の枠組みの中で要望することで更にその実現性が高まると思っています。ですから、これからは大きな話の中で個別具体のやりとりについても言及していきながら安平町が課題になっていました、先ほど触れた水の問題だったり、道路の問題だったり、そういったところがこのラピダスに絡めて個別要望が可能であればそこを具体的に画にしながらか、そこはまたその中で細分化した要望の中で踏み込んで、そこは安平だけではなく他の町も同様だと思っていますので、そういった中で期

成会の要望のやり方、内容についてもこれからも引き続き議論し、また検討もしていきたいと思っています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 前向きにということですので期待をしています。町民は非常に期待する意見が多いです。また反面、自然保護等に関して不安な気持ちを持っている方もいらっしゃると思いますが、地域住民に対して今安平町はどういうふうに取り組んでいるのかということ、しっかりとスピード感を持って説明をしていっていただきたいなと感じていますので、よろしく願います。

（2）の質問に入りますが、先達て遠浅公民館で工業用水のパイプラインの経路ということで説明がありました。その中で酪農1号線になるのですかね。パイプラインを引っ張っていくということで道幅が狭い道路で6m未満でしたか。地元の方から道幅狭いし大丈夫なのかという話もあったし、その時に、いわゆる排水路と言えればいいのですかね、側溝ですよ。その工事について素人考えで申し訳ないけれど、そういう大きな工事が国家事業としてあるのであれば、その側溝の整備も合わせてやれば一石二鳥でいいのではないかと勝手に素人ながらに考えているところではありますが、その点についての説明をお願いします。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 通告いただきまして、ちょっと内容がわからなかったのですが、私ちょっとそのご質問の内容を勘違いしていると言いますか、ご質問されているのが過去に、令和3年にあった道路が雪融けの水によって冠水したことによってその排水整備のことを言っていると私捉えてしまって回答が今違っているという状況ですので。今私の方で答えられる限りのことで回答させていただきたいと思います。

先ほども議員がおっしゃられたとおり、まず苫小牧地区工業用水道、いわゆる苫東工水のラピダス新工場への配水施設建設事業ですが、配水管のルートとしては道道千歳鷓川線及び道道早来千歳線を結ぶ町道遠浅酪農1号線を通る旨決定し、去る3月22日に遠浅公民館において北海道企業局から富岡及び遠浅酪農両自治会に対してルート等の説明を行い、地域からご理解を得たところです。今議員の方からおっしゃられた酪農1号線にある排水が農業用排水のことをおっしゃられていると思いますので、過去に昭和50年代でし

たか、開発パイロット事業ということで国の農業部門、室蘭開発建設部の農業開発事務所が整備した富門華地区の幹線排水路、普通河川遠浅川ですとか普通河川富門華川、その他幹線排水路とかを整備した事業がありまして、今回の酪農1号線のところでも3号幹線という排水路があります。その整備も含めてということなのですが、今回、北海道企業局の方から言われているルートでいきますと町道の占用部分と恐らくその農業用排水の部分の土地を使って排水施設を整備するというという計画になっているものと今のところは聞いています。詳細設計については、これからやっていくということでしたので、実際のどういうルートで、どういうふうに道路のどの辺を掘っていくのかの話についてはこれからになるかなとは考えています。富岡遠浅酪農の両自治会に説明をした段階で、ご要望ということでせつかく排水施設を整備するのであれば合わせて道路狭いのだからもっと広げたらどうだというご質問がありました。北海道企業局さんの方も事前に苫小牧市さんの地域の方に説明をした段階で、その時もそういうお話が地域の方から出たよというお話がありまして、その時も苫小牧市の幹部の方がお答えしていたかと思うのですが、道路整備についてはできないと。現状では難しいというお答えをしたというお話を聞いていまして、今回両自治会の説明の中でも私の方から道路整備については今のところ難しいというお話をさせていただきました。もし、この近隣で遠浅酪農2号線というところを今一生懸命設計をやって来年あたりから工事に徐々にかかっていく段階ではありますし、これいっぺんに酪農1号線もできるかと言えば、それから設計なり要望なりをスタートさせるとこのラピダスの計画に影響を与えてしまう部分もありますし、ここに関しての、ラピダスに関する道路に特化した交付金事業とか補助事業ないのか探してみました。なかなか見つからないと。北海道企業局さんの方からも何かないものかということで探していただいたのですが見当たらなかったということで、国からいただけるお金は今のところ無いということでこの道路事業に関しては今のところは実施するのは困難かなと思っています。

将来的にこの配水管が入ることによって交通量が増えるとか何らかの経済的な影響があつて道路を拡げなければならないといった時に、また配水管をずらすとかお金をかけてそこでやり直すとかになるとまた大変なことです。今回北海道企業局さんの設計を受けた形で、もしそこに将来道路を作ったらどうなるかという予測は立てていきたいということについては両自治会の方には説明をさせていただいているということです。

〔梅森議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 梅森議員。
- 11番（梅森敬仁君） 地元の要望ということで、頭の片隅に置いていただければありがたいなと思います。

それと3番目のソフトバンクのデータセンター。これがラピダス、ラピダスと騒いでいる最中に苫小牧東部のところで新しくできますよと。国内最大規模ということで、人づてではありますがどのぐらいの方が働くようになるのですかと聞いたら1000人程度の規模を想定しているという中で、ラピダスも近くて非常に気になる場所なのですが、苫小牧に向かって行くとすぐ左に工業団地があるのだけど、どうもあの一画を利用してやるみたいだとなってくると、遠浅地区から通う方たちの人口がまた増えるのではないかなと。1000人どこから来るのかなという気はしますけれども。ラピダスだけでなくソフトバンクのデータセンターも頭に置いてしっかりと対応していかなければいけないのかなと考えていますが、この両方の対応はどう考えていますか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） これらについては苫小牧市の進出を受けて、安平町としてもソフトバンクとの包括連携協定もあります。今回の進出にあたり連携領域がないか模索していたところが事実です。関係者と情報交換なども行っているところですが、ラピダス同様になかなか情報が関係者、関係グループからも得ることができていない状況となっています。先ほど梅森議員からも色々な、想像的な部分があります。これらも含めて引き続き情報収集に努めていきたいという考えです。今の段階ではなかなか情報を引き出すことができていないのが現状です。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） わかりました。他議員からも質問があったと思うのですが情報がなかなか入って来ないのもまた困ったものだなと思いますけれども、その辺りからもしっかりと、これからは情報戦になっていくと思いますのでいち早くキャッチして対応していく形で努力していただければよろしいのかなと思っています。

4番目に入りますが、都市計画の変更の必要はないのか。このラピダスとソフトバンクのデータセンターということで、近隣に非常に大きなお仕事を増える場が増えてくるのに、都市計画見直しする必要があるのではないかなということで町民の方からよく聞かれます。私も昨年一昨年まで都市計画の委員をしていましたので、これは安平町単独でたてたものではなく北海道その他からご指導いただいたり、それこそ近隣の市町村とのお互いの取り決めがあってやっていることなので、安平町単独ではいじれないという話は私個人的

に理解をしているつもりではいますが、その点について詳しい説明をお願いします。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） はじめに安平町の都市計画の経緯について簡単ですがご説明させていただきます。安平町の都市計画は昭和44年に苫小牧東部工業基地の用地交渉が始まり工業都市としての道を歩み始め、翌45年に北海道の積極的な推進が図られ、主要都市を中心とする広域圏都市計画の指定が行われ現在の苫小牧広域圏として苫小牧市、白老町、厚真町、むかわ町、早来町の1市4町により構成され、同年11月30日に苫小牧圏都市計画区域として決定されました。その後、昭和48年6月1日に早来町部分の都市計画区域面積を1万3840haとし、同年12月28日に市街化区域及び市街化調整区域として当初決定しました。その後3度の見直しを行っており、1回目は昭和54年に守田地区に大規模工業基地関連住宅団地及び大町、北町、遠浅の一部区域拡大。2回目は平成3年に安平地区の一部、これは安平工業団地を一部市街化調整区域に変更を行い、3回目は平成10年に守田地区の大規模工業基地関連住宅団地を市街化調整区域に変更。北町工業団地、臨空団地を市街化区域に変更と、いずれも苫小牧圏都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更として行い、現在の安平町の都市計画区域となっています。昭和49年当時の早来町総合開発基本計画書によりますと、市街化区域による想定人口としては安平、早来、遠浅の市街地で1万100人、大規模工業基地関連住宅団地住宅団地として1万6400人、これは当時守田地区を予定したものです。それに市街化調整区域として2500人として合計2万9000人を想定しておりました。

今回の質問にありました都市計画の変更についてですが、現在安平町都市計画マスタープランを策定中であり、完成は今年の9月または12月頃を設定し作業を進めておりましたが、只今お話をいただいたように都市計画を決定した時には、今後の人口が苫東工業団地に関連して急激に増加することを予想し市街化区域を決定しており、現在の安平町全体の人口より多い数値で決定しております。現在の早来町マスタープランを策定した時もそうですが、都市計画運用指針というものがあります。その中に住宅用地全域の将来人口、将来人口密度は都市計画法施行規則に定める既成市街地の人口密度の基準があり、1haあたり40人を下回らないこととすべきであると記されています。平成27年の数値になりますが市街化区域内には可住地、可住地というのは居住に利用できる土地のことを言います、この可住地面積が181haあり、うち75haが現在利用地として使用され、人口密度は53人/haとなっておりますが、可住地全体としての人口密度は22人/haとなっております。平成27年

4月現在の人口になりますが、安平町全体で8566人うち早来地区は5010人。令和6年4月現在では全体で7273人うち早来地区は4377人となっており、人口密度は現在まだ低い数値となっているものと考えられます。さらに未利用地として106haの土地がまだある状況ですので、仮に市街化区域を拡大するなどの変更にはまだまだ未利用地が多く残されているため、難しいものと考えております。また、工業団地の部分では以前の定例会でも一般質問がありましたが、早来北町工業団地完売後の新たな工業用地については、遠浅地区に苫東の工業用地がありますので、今のところ用途変更等は考えていません。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） わかりやすくありがとうございました。ただ1点気になったのは、策定されたのが昭和44年でしたか。もう55年前の計画なのです。色々しょうがないという説明はお聞かせ願いました。当時の早来町が3万人ぐらいの市になるという話を私子どもの頃に聞かされたような記憶があります。しっかりと計画を立てたということはわかるのですが、今言ったように55年経っているのでラピダス、ソフトバンクのデータセンターも来ていますのでね。土地としてはOKですよという話だけでもその他色々環境も変わってくると思いますので、その点は今後も注意深く考慮していただきたいなと思っています。回答はよろしいです。それではラピダス関係の質問はこれで終わりとしします。

2番目は地域医療問題についてということでお尋ねしたいと思います。最初に確認をしたいのは、先達ての色々予算その他の関係でも質疑応答がありました。追分地区と早来地区、どうしても安平町は二つの地域というのは否めない現状です。そういった中で地域医療の現状としては歯医者さんを抜かして追分クリニックと渡邊医院ということで、それぞれ地域医療をしっかりと支えていただいていると理解しています。また、これらの環境をしっかりと将来的に守っていこうということで、補助金その他あるいは要綱を変更したりして、改正して両地区にそれぞれ補助金、支援をしているところですが、私の試算ではそれぞれに要綱に沿った形で約3000万位ずつの同じような金額が投入されている、追分クリニックに対しても3000万近い、渡邊医院についても3000万近いということで、同程度の地域間の格差が無いような形でしっかりと支えているという、この現状について、まずそれでいいかどうかの確認をさせてください。その後、今後の地域医療の現状、今後の展望について説明をしていただきたいと思います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 最初に補助金の関係でご質問いただいたところですが、今梅森議員がおっしゃったように医療機関の部分で限定してお話させていただきますと、R5年実績になりますが、あびら追分クリニックについては通院移送のバスの補助金1000万を加えて2940万ほどとなっています。渡邊医院については2680万ということで、先ほど議員がおっしゃったように双方3000万弱というような同じぐらいの金額の補助をさせていただいているところです。

あと将来展望ということでご質問いただきましたので、その辺についてお答えさせていただきます。現在安平町には追分地区と早来地区のそれぞれに2つの診療所、クリニックがあります。また、歯科医院については追分地区に2つ、早来地区においても2つあります。超高齢化社会を迎えると言われていて2025年、日本人口の5人に1人が75歳以上の後期高齢者になると言われており、また、3人に1人が65歳以上と言われています。安平町の高齢化率は本年5月末現在で37.09%となっており、毎月の増減はあるものの37%台と高い率となっております。75歳以上になると病気や怪我のリスクが高くなると言われております。また、平均寿命が延びたことで認知症にかかる人も年々増えている現状です。そうした中、安平町においては先ほど申し上げました追分地区と早来地区にそれぞれバランスよく医療機関がありますことから、町民一人一人の健康寿命を延ばすことが重要であるという認識のもと、各医療機関にご協力とご努力をいただいているところです。町としても地元にある身近な医療機関として、かかりつけ医に対する取り組みを健康診断や予防接種などの機会を設け、町民皆さんにかかりつけ医を持っていただくことの重要性について今後もさらに取り組んで参りたいと考えています。参考までにかかりつけ医とは、何でも相談でき最新の医療情報を熟知して必要な時には専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師と定義されています。

以上のことから町民の皆さんの健康寿命に対する取り組みとして、病気の早期発見、早期治療は欠かせられないものであり、町民皆さんの健康を守る地域医療の存続のためには町としては可能な限りの支援は必要であり、医療機関と一体となって努力して参りたいと考えています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 今説明聞いて非常に地域医療の将来をしっかりと考えて政策展開してくれているのだなと感じました。ただ、私個人的にはまだまだこの補助金というか支援の仕方は足りないのではないかと思います。こ

の近くでも見てみると町立だとか村立の病院を持っているところでは毎年その維持管理に億単位のお金を継ぎ込んでいるという話をよく聞いています。財政を圧迫している、あるいはドクターの交代時期には非常に苦勞してそれこそ東京まで行ったりして色々後を継いでくれる方たち、お医者さんを探すのは非常に苦勞していると聞いています。その中でもそういう支出が非常に多いということで財政を圧迫しているという話をよく聞きます。先ほど説明がありましたが、他の業種でもそうだと思いますが2024年問題とか25年問題、30年問題ということで、これ何が問題になっているのですかということ医療関係に関しては稼働時間の短縮ということで当然働く時間が短くなります。そういうことで医療関係者の数が足りない、他の業種もそうですが働く人の数が少ないので更に医療関係者の数が減って一番どこに影響するかというと、いわゆる地方の病院、個人病院に今まで大きな都市部から応援に来てくれたドクターの方たちが時間短縮の関係で来られなくなりますよということが具体的にこれから起きてくるだろうというのが大きな問題になっているようです。また、一方ではリフィル処方箋というのですか、月に1回、4週に1回行って診察を受けてそれで薬を貰う。安定している方で、例えば成人病、糖尿だとか高血圧で症状の安定している方については1回の診察を受けることによって3回まで薬を貰うことができますよということで、何を意味するかということ受診料が減ってくる、当然そうなりますよね。ドクターの指示でするようになってきているようですが、今までは毎回4週ごとに必ず診察を受けて診察料を払って薬を貰ってくるというのが、1回診察を受ければ一定の条件はあるけれども3回まで薬を貰うことができますよということで、安定している方にとっては非常に大事な事かなとなってきました。しかし、地方の医療の運営面については、その料金が減ることによって大きなダメージになっていくのではないかと心配をされています。特に65歳の人口が約30%を占めるだとか、あるいは後期高齢者の数が5人に1人になりますよとあって色んなことが今言われています。安平町においても今の説明では高齢化率が37%ということで、全国平均を上回っている中でそういうことが具体的に起きていく。医療費が上がったり介護費が増加するだとか、労働力が不足する、社会保障制度への確保が非常に不安な状態になっていく。あるいはそういう地方医療で病院で働いてくれる方の確保が非常に難しくなっていくということで、安平町においては経営面から見ると追分クリニックは公設民営というかハード面はある程度町が負担をして運営面で苦小牧の東病院、追分クリニックに頑張ってもらっていると。渡邊医院についてはこれハード面も運営面も両方渡邊医院が役目を担っている中で、この渡邊医院のハード面の負担というのは早期に軽減してあげなければなかなか運営面が黒字と言っても安定した経営にはつながっていかない。この先生がずっといてくれればいいのですけど当然10年、20年、30年経つと新しい先生、ドクターに変わらなければならない。その時にそういう負担、借金の部分が

ハード面で残っていれば次の人に引き継ぐ時に難しい問題が起きてくるのではないか。そういうことをなるべく早く軽減してあげることによって住民の安心というか、しっかりとした病院があることが移住定住策にもつながっていきたくらい、そういった思いで今色々な医療関係の要綱を改正されてきていると思いますが、今後もこういう方向性をもって施策を進めていくという理解をしてもよろしいですか。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） まさしく安平の今の医療の現状と課題についても梅森議員の方でおっしゃっていただいたのではないかなと思っています。医療懇談会の中でもご意見いただきながらこの間幾度となく改正をし、見直しをし、そして様々医療機関に使いやすい補助制度にしてきています。当然、他の自治体では億を超えるといった支援をしているところもあるというご説明でしたが、安平町の中では様々なメニューを用意してもトータルで今の段階では上限が3000万というルール決めにしているところもありますが、当然追分クリニックと渡邊医院との差では施設面ですね。先ほどの小板橋参事が説明した約3000万弱という実績ですが、そこには追分クリニックの方には軽微な部分は別としても大きな施設の修繕だったり、今後というところになっています。ですから渡邊医院は建てたばかりと言いつつもメンテナンスの部分を含めて負担感があるということで渡邊医院の当時の事務長だったり、渡邊医院の先生からもご相談をいただいて、北海道の保健福祉部の方にも話もしたり、私も意見を言う場面もあればそういった課題があると。それを例えば北海道、国も補助金制度を作っていただいて、町が公設民営ではないのだけれども町が建物を追分クリニックのように例えば担う場合、何か支援策はないのかといったお話は既にさせていただいて、非常に良い考え方だけでも既存では無いということも北海道からもいただいていますので、そういった地域の課題、安平町だけではない課題なものですから、そういった声も大きくあげていきながら安平町も単独で支援できるには当然財政的な限界もありますので、バランスも見ながらきちんと地域医療を守っていくというのが根幹であって、ここは全議員さんが一致しているところであろうかと思えますので、同じ立ち位置で地域医療をどう守っていくかをこれからも町としても医療懇談会、今まで秋以降にやっていたのです、12月であったり年を跨いだ時期も震災の関係であったのですが、今年は9月ぐらいに医療懇談会を開催し、来年度予算の当初に何かあれば間に合うようにといったことも既に内部で検討させていただいているところです。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） よくわかりました。菊池病院は菊池先生が辞めると言った時は非常に追分地区の方が不安でしたが、追分クリニックがその補完をしてくれているので、追分地区の方たちも非常に安心しています。また、渡邊医院についても、これから先を見据えて新築をしてくれたということで地域住民は非常に安心しています。ぜひこういう医療環境をこれからはしっかりと守っていただきたいなと感じています。

これ2番目になりますが、ちょっと視点が変わるかもしれませんが、医療機関ではないのですが薬局に対する支援というのは今しているのでしょうか。多分していないと思うのですが、なぜこういうことを言うかという病院に来る方必ず帰りに薬を貰って帰ります。近くの薬局、追分であればひまわり、早来であればふじい薬局となると思いますが。前も病院のハード面で周辺環境についてということで歩道がどうのこうのって話はした記憶がありますが、同じような視点で、どうしても高齢者の方が多いと。早来であればふじい薬局の駐車場はちゃんとあるのですが砂利敷きのままなので、ある雨の日にたまたま見かけたのですが、杖をついている方にとっては非常に歩きづらい状況で何とかしてあげられないのかなど。ただ、それはあくまでも民間の私有地なのでどうこう言うことではないかもしれないけども、役場サイドとしては、理事者サイドとしては地域の高齢者の方が困っているのであれば何か手助けができるのではないかと。また、非常に大事な薬局でありますので、民間ではあるけれども積極的に何かこちらから問いかけるような形で何か支援策がないのかということでの意見聴取も必要なのではないかと考えています。最終的に私が言いたいのは、それが地元の住民サービスにつながるのであれば積極的に取り組んでほしいなというつもりで質問させていただいていますが、その点いかがでしょうか。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 安平町には追分地区と早来地区にそれぞれ2つの薬局がありますが、現在のところ薬局に対する支援については将来的な計画においても実施する予定はありません。しかしながら、バリアフリー化による残差の解消、スロープの設置、手摺りの設置などは高齢者、しょうがい者だけでなく全ての年代において暮らしやすさを提供するものであることから、安平町全体のまちづくり整備の基本だろうと考えています。

ご質問の薬局に対する支援についてですが、町全体を通しての考えであれば町内の各公共施設、各商店においても薬局に限らない同様の考えとなりますので、全体的な議論が必要になると思われますが、高齢者等が立ち寄る機

会が多いところについては、優先順位を上げた整備が求められるものという考えを持っています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 地域住民に優しい町というのが安平町のコンセプトにあると思いますので、その点については前向きに考えていただきたいなと思っています。

それでは3番目の議題に入りますが、私かねてからお願いしていた高齢者世帯の個別のごみ回収。これについて、きちんと説明していただきたいなど。3月の議会の際に予算審査の中で質問して非常にそれを興味深く見てくれた高齢者の方たち、非常にたくさんいますけれども、あの時の説明では何を言っているのかよくわからないということで予算もつきましたので、今後の展開についての説明をお願いします。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 当町で予定しています家庭ごみの戸別収集については、ふれあい収集と言われているもので、高齢者やしょうがい者等の世帯で自らごみをステーションまで出すことが困難であり、同居する家族や他の方からごみ出しの協力を得ることができない町民を対象に利用者宅に伺い収集することにより、住民サービスの向上、併せて声掛けや安否の確認をすることにより、高齢者やしょうがい者等の福祉の向上を図ることを目的とするものです。今年度については早来大町を中心としたエリアから試験的に実施して順次早来全域、更には追分地区へと拡大を図っていきたいと考えています。

収集方法については、ごみステーションのごみを収集している安平厚真行政事務組合と委託契約を締結している業者との契約を予定して、週1回該当者の自宅に伺い、二町組合で行っています分別区分に基づき区分ごとに指定のごみ袋に入れていただき一括して回収しますが、大型ごみや家電4品目等については回収しない予定となっています。

現在は対象者の調査や実施要項の策定等試行実施に向けて準備を進めている状況で、9月を目途に試行実施を始める予定となっています。当町としては、初めての試みで冬場の状況も把握する必要があることや問題点や課題などを整理しながらこの事業を進めていきたいと考えていますので、その課題等を整理した上で対象地域を拡大していく予定となっています。

〔梅森議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 梅森議員。
- 11番（梅森敬仁君） わかりました。非常に期待している町民が多いので、お年寄りが多いので、しっかりしていただきたいと思いますが。今答弁の中で対象者の調査とありましたが、今どれぐらいを目途に考えていますか。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 税務住民課参事。
- 税務住民課参事（佐々木智紀君） 対象者については関係課の方と状況を共有しながら調査する必要がありますので、来月7月になりますので7月、8月2か月かけて調査、あと実施要項の整備等含めて実施していく予定です。
対象者の人数ですが、早来大町を中心としたエリアで10名前後をまず想定しています。対象者については、原則要支援1から要介護5に認定されている方、身障手帳1級から3級の交付を受けている方、療育手帳A判定の方、精神手帳1級の方が対象となりますが、それ以外の方については地域包括支援センター、福祉グループ及び関係機関とその方の状況を考慮した上で決定したいと考えています。
収集しますごみについては燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、生ごみとし、原則玄関先で回収を考えています。

〔梅森議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 梅森議員。
- 11番（梅森敬仁君） しっかりと計画を立ててくれているのだなと思いました。前回も言いましたが、地域ミーティングとか福祉協力員とか民生委員の方たちも交えてかなり細かい情報の共有をしています。そういうところをぜひ活用してやっていただきたいと思っています。多分そういうことを想定していると思うのですが、かなり細かく地域の担当者は把握をしているので、そういう方たちをしっかりと利用して計画を立てていただきたいなと思います。
あと以前もお聞きしました、私3年前の一般質問で当時の高市総務大臣が補助金出すので使ってくださいとのお話がありました。3月の予算審議の時も確認したのですが、国からの補助金の運用についてはどのように考えていますか。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） こちらの戸別収集に関しては、経費の2分の1が特別交付税で措置されることになっていきますので、その制度を活用したいと考えています。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） わかりました。先ほども言いましたが高齢者の方たちは非常に期待をしていますので、しっかりとしてあげていただきたいと思えますと同時に、これが1日も早く安平町全体に広がっていくように期待をしていますので。その気持ちをお伝えして私の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で11番梅森敬仁議員の一般質問を終わります。

○議長（多田政拓君） ここで15時10分まで休憩とします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時10分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

9番内藤圭子議員の一般質問を許します。

【通告No.4 9番 内藤 圭子】

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 9番内藤です。役場庁舎内の横断的取り組みの現状と今後について伺います。私が議員になり2年と2か月、町の仕事にはそれは様々で、それが町の設計図でもある総合計画に沿って運営されていることがよくわかりました。そんな中、役場の仕事は課ごとに厳格に決められていて、課ごとにその仕事を完遂するため努力していることもわかりました。しかし、町民の暮らしはそんなに単純ではありません。町が掲げる目標を達成す

るためには色々な課が関わった方が良くと思う場合もあります。この一般質問で取り上げるのは、最近話題となっている町の計画の中でも特に町民の暮らしに関係の深いものについて、どのような取り組みをしているか町民参加の視点で質問します。なお、この質問はそれぞれの事業の内容というより、仕事の仕方や仕組みについての質問になりますので、組織やその運営について聞きたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

安平町まちづくり基本条例にも謳われているように、安平町は施策への町民参加を推進しています。それを実践するための住民参画推進条例があります。これらは町民の参加を形式的ではなく、町民を巻き込んでいくことを目指しています。そのためにどのように取り組んでいるのか、具体的な事例を挙げて伺います。

まず事例として取り上げるのは1番C F C I、2番D X推進計画、3番あびら教育プラン、4オーガニックビレッジ宣言、5ゼロカーボンシティ宣言です。まずはC F C Iについて伺います。C F C Iについて関わる課はどちらですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） C F C Iの取り組みについては教育委員会が主体として行っていますのでお答えさせていただきます。C F C Iの取り組みや活動の具体表現をすることは難しいので、活動推進する上での各課と連携した取り組みを行っていることをご説明させていただきます。しかし、縦割り行政と言われる点では、例えば何かを作るとか制度を変更するを自由に行えるものではありませんので、そこに法律や制度、財源的な補助を受ける場合は担当省庁との違いで縦割りは生じています。よって、この点は町の各担当が連携と責任を持って取り組んでいる部分がありますが、縦割りを横断する上では当然本町の担当と連携が取れていなければ子どもの権利を確立しようとしている子どもにやさしいまちづくりの入口にもなりませんので、まだ機械的な作業となる部分ではありますが、年度当初にユニセフ日本型子どもにやさしいまちC F Cモデルの構成要素10項目及びチェックリストで目標を掲げ、各課の担当とともに内容を進めています。なかなか物づくりのように成果が見えにくいものですが、庁内職員への研修会などを行いながら、事業理解を含めながら現在対策を行っています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 詳しい説明ありがとうございます。私がこのC F C Iに

ついて思ったことは、まちづくり基本条例で年齢引き下げということが確か検討されていると思うのですが、子どもの声を聞くCFCIを推進する町としては、これって当たり前というか良いことだと思ったのですが、これに対して子どもが町のことを理解するための総合計画の子ども版みたいなものがあるか伺いたいと思います。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） うちの場合ですと、子ども子育て支援計画だとか、例えば生涯学習計画だとか、特に年齢がはっきりしているものと、大きく広く設定しているものとの事業計画はあります。ただ、CFCIの場合は、もともと子どもの権利をとという部分の確立をする考え方でやっていますので、なかなかその計画との合致性というものをどのようにとっていくかが現在の課題となっていますが、お話にあったようなこの後、確かに年齢を引き下げたような対象者に対してきちんと対応ができるという部分で、仮称であります子ども子育て条例だとか基本条例という形の中で現在私たちが行っていることは比較的学校の現場だとか子どもから意見を聞くように学校現場とかにも協力を得ながら行ってはいるのですが、それが明確にルール化された形になっていませんので、現在言っていたような計画づくりを計画というか制度づくりを今進めているのが現状となっています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） そのような計画を進める検討の会議には、どういう人たちのメンバーになっているのか伺います。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） ちょうど今、改正時期に向けて次の計画を策定するというところのものについては、タイミング的には次回の庁内会議とかにもその計画に今回はできる限り他の課の担当の者も含めてこれまでやってきた、単純に教育分野だとか子育て分野だけの中の担当者で作るのではなく、もう少し広い視点で作れるような体制で行っていきたくらいので協力を願いたいということを次の庁内会議あたりで示して行って、新しいやり方を考えながら次の計画にはそういう取り組みを導入していきたいと考えています。

当然その他の条例づくりに対しても同じような考え方で、単に教育委員会

だけで作るような形は少し考えてみたいなど。その中でできればうちにはまだ子ども議会みたいなものはないのですが、子どもたちのプロジェクトチームとか委員会みたいなものを加えられればなど、今検討の段階ではありますが、できる限りその方向でやっていきたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） ちょっと今思ったのは、そこに町民は参加できるのでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 今まだ本当に、ちょうど今うちの教育委員会で検討していた段階だったのですが、そこにも町民も含めて公募による考え方でそのルールも作った上でやっていきたいと素案調整をしている段階です。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） そのCFCIを進めるために、また新しく検討会というのか組織を作って進めていくことがわかりました。
次にDX推進計画について伺います。DXの推進の担当課はどちらでしょうか。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。
- 総務課参事（池田恵司君） DX推進計画については、総務課の情報グループが担当しています。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） この推進計画は、進めていくためにどのような協議会とか組織があって、人数とか男女比とか教えていただければと思います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 安平町のDX推進計画については、昨年8月に策定をしました。その前段としては、議会の全員協議会等でも協議をさせていただきまして約1年近く経っているわけですが、その計画に基づきましてこれまで各種証明書のコンビニ交付とか遠隔窓口相談サービス、議会のペーパーレス化など各種の施策を進めて参りました。これらの業務というのは役場の全庁舎的、また色々な多くの課に跨る事業ですので、実際に業務を担当する部署とともに横断的に取り組んでいるところです。

策定に関しては、町民の方の参画について、昨年8月に策定したということですが、その策定の前段としまして計画案の段階で安平町の行政改革推進委員会の方でご協議いただいたり、未来創生委員会の方でも協議いただいて、その後いただいた意見を反映させながらパブリックコメントを実施しております。DX推進のための会議体ではないですが、元々ある行革委員会、未来創生委員会の方に議題として諮っていただいたということで進めて参りました。参考までに今後に関してですが、この計画については令和8年度までの計画となっていますので、それ以降の計画、また公開につきましては将来的なDXの推進の施策、事業についての検討を事業を進めながら行いまして、役場各担当部署と協働して実行していく庁舎内の体制をより強化するべく役場の内部にDX推進するためのワーキンググループを設置するよう現在協議を進めているところです。これによりまして今後は進めていきたいと考えています。

○議長（多田政拓君） 内藤議員に議長の方からお話があります。内藤議員の通告が（1）の安平町で現在CFCIから取り組みまでが1つの質問になっていますので、答弁側としてはこれに沿って答弁を用意していますので、答弁をさせていただきたいと思っておりますのでよろしいでしょうか。

○9番（内藤圭子君） わかりました。

○議長（多田政拓君） 今総務課、教育次長の答弁が終わりましたので産業振興課長の答弁をお願いします。教育次長もう1つ。

○教育次長（永桶憲義君） あびら教育プランの取り組みについてお話したいと思えます。あびら教育プランの横断的な取り組みについてはどのように説明すればいいかわかりませんが、この事業においては、子どもたちの教育活動において必要な要素を分類して事業展開しているものです。町内で活動を始める段階では課題点や問題点などを教育委員会や他の部署の協力を得ながら進めましたし、現在は定期的に年度途中にその活動報告を含めて良い事業展開を行っています。学校現場への事業拡大の場面では教員との調整や役割などの説明は教育委員会の伴走なくしては進められませんでしたし、地域の

活動の中では必要な部署につなぎ役をお願いして事業展開をしています。内容は社会教育事業の部分が多いのですが、それぞれの効果をできるだけイベント的なものにせず、学校教育の授業に重複させずに関連させて探求できることも考え、担当は学校教育が受け持って効果的な取り組みを現在行っています。

[森池産業振興課長挙手]

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 産業振興課の方でオーガニックビレッジ宣言についてご答弁させていただきます。昨年6月定例会において内藤議員からの一般質問に対する答弁と重複するかと思いますが、答弁させていただきます。令和5年4月3日に全道で唯一オーガニック宣言をさせていただきました。宣言に至る経緯ですが、令和3年5月に国が策定した緑の食糧システム戦略には2050年までの目標が掲げられ、その目標を達成するために各種支援制度が設けられました。その1つに2025年までに全国100市町村で有機農業に地域ぐるみで取り組む産地の創出を目標とした有機農業産地づくり推進事業があります。この動きを受けて令和4年2月に安平町有機農業推進協議会から本事業の実施に関する要望があったことから協議を行い安平町農業再生協議会を実施主体として事業に応募し、令和5年3月に安平町有機農業実施計画が策定されました。有機農業に代表される環境保全型農業に取り組む人たちの活動を支援し、この取り組みを安平町のまちづくりに活かしていくこととして宣言を行ったもので、この宣言を行うことは有機農業産地づくり推進事業を実施する条件となっているものです。有機農業の産地づくり事業の目標についてですが、安平町内の耕地面積は田と畑で約744ha、有機農業の面積が令和3年末で約37ha、全体の0.5%程度。令和9年度の目標として10haの有機面積の拡大を目標としています。48haで全体の0.6%を目標としており、農家戸数については8戸で令和9年度までに10戸を目標としています。次に取り組み状況について説明させていただきます。令和4年度は有機農業実施計画書を策定するため、安平町の有機農業の拡大にあたって課題となる項目について検討会を開催して参りました。1つ目として学校給食等の有機種農産物の取扱いに関する検討会、2つ目として有機農産物の加工品開発に関する検討会、3つ目として学校給食への提供に向けた有機農産物加工品の試作及び給食のメニュー化の検討、4つ目として有機資材としての堆肥に関する検討、最後になりますが令和5年2月28日有機農業に関する一般生産者向け説明会、有機農業に関する事例発表会の開催、学校給食に関する講演会の開催を行いました。

令和5年度の取り組みについて説明させていただきます。令和5年度に策定した安平町有機農業実施計画に基づき事業を進めて参りました。令和5年

度の取り組みの目的ですが、安平町の有機農業の取り組みを拡大していくためには販路の拡充や堆肥の確保、より効果的な技術の導入、過疎地における労働力の確保、有機農業に関する理解不足など課題解決のための取り組みを行っています。1つ目として加工食品に関する検討会、2つ目として有機米栽培にかかる新型除草機械の実証実験、3つ目として新たな労働力として農福連携による農作業委託の試験導入、4つ目として有機大豆を使用した味噌の試作、5つ目として先進地視察、6つ目として生産者向け講演会の開催、7つ目として消費者向け講演会の開催を行ってきたところです。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） ゼロカーボンの推進については税務住民課生活環境グループが担当しています。ゼロカーボンの役場庁舎内の横断的取り組みについては、令和5年3月27日に安平町ゼロカーボンシティ推進協議会設立準備会、こちらは協議会を設立するための準備組織として設置したのですが、その事務局として政策推進課にも入っていただき5回にわたり協議を行いまして、令和6年1月23日に安平町ゼロカーボン推進協議会を設立しまして、この協議会の事務局にも引き続き政策推進課に入っているところです。協議会の委員構成については、会長に町長、副会長に副町長、商工会会長、誘致企業会会長、安平地区連合自治会会長、早来地区自治会連合会会長、遠浅地区自治会連絡協議会会長、追分地区町内会連合会会長と一般町民代表として3名の合わせて11名で、その他アドバイザーとして北海道大学山中教授をはじめ、北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室長、北海道銀行安平エリア統括早来支店長、北海道ガス株式会社経営企画部経営企画グループ課長、北海道電力道央南統括支店長、北海道電力ネットワーク株式会社道央南統括支店長の6名の方にご参画いただいているところです。

第1回目の協議会は1月23日に開催しまして、冒頭で安平町ゼロカーボンシティ宣言を行いまして、第2回目は3月25日に開催し、来週の25日は第3回目の協議会を開催し定期的に協議会を予定していまして、今後実施する事業等について議論を重ねていきたいと考えています。

その他、ゼロカーボンの実現に向けた取り組みとしては令和4年度は総合庁舎周辺のマイクログリッド基礎調査、令和5年度は北海道大学山中教授を講師に招きまして職員研修の実施、環境省の補助事業を活用した再生可能エネルギー導入目標策定支援業務及び公共施設等再生エネルギー設備導入可能性調査業務、北海道の補助事業を活用したマイクログリッド構築に向けた基礎調査、3月20日にはあびら環境フォーラムを開催し、協議会のアドバイザーである北海道大学の山中教授を講師に招いて講演をしていただき、38名の方にご参加いただいたところです。

今後については、国の重点対策加速化事業の申請をするとともに、その他の国の補助事業を活用しながら、できることを少しずつ実施できるよう協議会でも検討していきたいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） ちゃんと仕組みを理解していなくて、すみませんでした。それぞれの説明を聞いて感じたことが、横断的な話し合いを庁舎内で行っているということをお聞きしたのですが、私がこういう言葉を聞いた時に危惧するのは、形式だけの会議になっていて年に2回とか3回とか開いてやりまわしたってなるのが一番証拠とかそういうふう感じてしまって、今実際に会議を何回とか回数を言ってくださったのですが、そのメンバーが何人いてどのように会議を開いているかっていうのを各担当の方からお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（多田政拓君） メンバーの構成人数ですか。

○9番（内藤圭子君） はい、メンバーの構成人数。あの言ってくださったところもあるので、そういう検討会とか会議をやっているところの構成。私が聞きたいのは女性が入っているかとか、幅広い年齢層であるかとか、年にどれぐらい開かれているのかっていうことが聞きたいと思いました。

○議長（多田政拓君） これは答弁できますか今。今の内藤議員のお話ですと構成メンバーそれぞれ担当課が戻って資料として年齢構成から全部調査し直さないと、ここで答弁は資料を持ってきていませんので答弁できないと思いますが。通告に含まれませんので難しい質問だと思います。

○9番（内藤圭子君） わかりました。すみません、これまた。

○議長（多田政拓君） あとから資料提供は可能だと思いますが。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 私は知りたいので、後ですみませんが資料としていただきたいと思います。お願いします。じゃあ次

○議長（多田政拓君） ちょっとお待ちください。各課担当今の質問で資料の提出は可能でしょうか。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 確認したいのですが、会議名、構成メンバー、会議の

回数、男女の構成比、その他、これらの資料を作るのであれば持ち帰りまして資料として提出は可能だと思います。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） どのぐらい開かれているか私も検索したのですが、出てこないのもあって。安平町は今議事録が検索できるようになっているのですが、なかなか私が調べた中で出てくるものと出てこないものがある。すみません、よろしくお願いします。たくさん検討会をやっているところもあると思うのですよね。1つだけでなく。大変お手数ですがよろしくお願いします。

これらの施策実現のために業務提携はありますかという2番の質問をお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） DXの推進に関する協定ですが、昨年6月ですが地域のデジタル化及び庁舎内のデジタル化や官民のデータの利活用に関して連携を進めていくために株式会社電通北海道及び株式会社電通国際情報サービスと3者で地域のデジタル化に関する包括連携協定を締結しています。また、本年5月にもあびらスマートワーク推進プロジェクトに関する連携協定を締結しましたことは午前中、行政報告でご説明したとおりです。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 私どものCFC Iとあびら教育プランに関して言いますと、業務提携の部分の表現があたるかわからないのですが、CFC Iの関係については当然ユニセフさんとの協定というか実践自治体の認証を受けているというのが業務提携という考え方になるのかというところです。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 産業振興課の方で答弁させていただきます。最初に今回オーガニック宣言の事業についてですが、実際の実施主体は安平町有機農業推進協議会が担っているものです。町とその協議会において業務提

携を締結し運営しているものではありません。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） ゼロカーボンの推進の業務連携については令和5年6月26日に大阪市のエイコーエナジオ株式会社とゼロカーボンシティの実現に向けた連携協定、令和5年9月28日に株式会社北海道銀行とゼロカーボンの推進に関する包括連携協定、こちらは地方創生に関する包括連携協定の連携の範囲としてゼロカーボンの推進に関することが位置づけられているものです。令和5年12月14日に東京都のエネチェンジ株式会社とEV普通充電設備の普及に向けた連携協定、令和6年4月3日に名古屋市の株式会社DGネットワークとのゼロカーボンシティの実現に関する連携協定を締結していきまして、安平町のゼロカーボンの推進にご協力いただいているところです。なお、エイコーエナジオ株式会社と株式会社DGネットワークにおいては、協議会の事務局として株式会社北海道銀行早来支店長にはアドバイザーとして参画していただいているところです。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 色々な会社と連携しながら、この安平町の様々な施策を進めるために取り組んでいることがわかりました。こういった中で、実際に業務委託になっていったところはあるのでしょうか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） DXの関係ですが、まだ契約についてはこれからですが、午前中の行政報告の中で若干ご答弁差し上げたリスクリング事業はこれからこの包括連携協定の中の事業所と契約を締結する予定で現在進めています。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） ゼロカーボンの関係については、令和5年度から再生可能エネルギー導入支援業務としてエイコーエナジオ株式会社と委託契約を締結しています。

○議長（多田政拓君） 他はよろしいでしょうか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 実際にその協議会からこの事業が動いているということがよくわかりました。

次の3番の質問ですが、その色々な施策に町民をどのように巻き込みますかというところでお答えください。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） DXの推進に関してですが、計画の方は既に昨年出来上がっているところで、今後これから町民の方をどのように巻き込むかという視点からご答弁差し上げたいと思いますが、DXの事業というのを今後実施して昨年から実施しています。昨年度は高齢の方に対するスマホ教室とか、児童を対象としたデジタル体験教室を実施しました。今年度も引き続き先ほどのデジタル体験イベントは実施するとともに、新たな事業として先程来答弁していますスマートワークを推進するためのリスキリング事業も開始するというところで、これは町民の方を対象とした事業というところでDXの推進を展開していくという考えです。この事業開催時には昨年度もそうですし、これから実施する事業もそうですが、参加された方へのアンケートを実施しています。また、直接参加された方とお話をする中で率直な生のご意見もいただいています、それらをこれからのDXの推進に関して、それらのご意見を参考にして、それらを反映させながら今後の事業の展開を進めて参りたいと考えているところです。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今回のCFCIの取り組み、あびら教育プランに直接ではないのですが、先ほど補足で説明したような子ども基本条例などの制定だとか、例えば子ども子育て、この後作ります生涯学習計画とか、そういったようなものの策定の段階に公募をかけて先ほどお話をさせていただいたような体制で内容を作っていければなど計画を立てているところです。また、新たにこの後、市町村子ども計画というようなことも今回出てきていますので、そういう調整も含めてそういった体制の中で進めていければなど。あとは庁舎内の各課との連携の中では先ほどのような庁内会議などもちま

して役場内でのプロジェクトチームを作っていくとか、そういった形で広く意見を聞きたい形で考えています。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） オーガニックビレッジ宣言の関係でご答弁します。安平町では従前から有機農業での就農希望者を受け入れてきた実績があり、今後も継続して受け入れを図っていくためには販路拡充が課題の1つであり、課題解決には有機農産物の消費拡大は欠かせないということから消費者の理解を深めるための啓蒙活動が重要と思っているところです。町民参加型の啓蒙イベントを、これまで同様に取り組んで参りたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） オーガニック関係で補足させていただきます。今年度のオーガニックフェスタのプレイベントということで、8月3日に早来学園のまなびおで今計画をしているのですが、未来につながる地球にやさしい食卓への旅ということで、食べるを楽しむ、そして食べるを学ぶということで午前中と午後に分けて親子の料理教室であったり、フランス流の食育プログラム、さらには親子のクッキング教室、また交流会試食会を行っていきながら、午後からは講演会パネルディスカッションということで。午前中は親子10組、午後からは100名定員ということで私も参画をさせて、登壇させていただきながら安平町のオーガニックビレッジ宣言の取り組みを町民を巻き込んでやっていきたいと。町外からも参画していただきながら巻き込んでやっていきたいと考えています。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） ゼロカーボンについてご答弁させていただきます。1月23日に設立しました安平町ゼロカーボン推進協議会の委員として商工会会長、誘致企業会会長、安平地区連合自治会会長、早来地区自治会連合会会長、遠浅地区自治会連絡協議会会長、追分地区町内会連合会会長と一般町民代表として3名の方に参画いただいているところです。また、今回補正予算として計上させていただいていますが、ゼロカーボン推進員として地域おこし協力隊を採用予定です。この方には安平町内におけるゼロカーボン推進に向けた理解促進活動を担っていただく予定としており、町民や企

業、教育機関を巻き込んだ企画の実施とか、勉強会や必要となる会議の開催、その他ホームページやSNS、イベントによる情報発信や計画の策定などを担っていただく予定となっています。いずれにしても今後ゼロカーボン推進に向けた計画を策定する中で事業内容とか各課との連携等について協議会でも議論する予定となっています。

[内藤議員挙手]

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 私が先ほど、どんな会議を開いて町民がどのように参加しているかと言ったのは、教育委員会公募するとおっしゃっていたのですが、一方的に委任した委員とか広い声を拾うためにはどういう人選の仕方をするかすごく大事だと思ったからそれを伺いたいと思いました。

ここでゼロカーボンシティの資料を読ませていただいたのですが、今ホームページ上に上がっているのが事務系って書いてありますか、計画が書いてあったのですが、主に庁舎内のゼロカーボンについて詳しく書かれていた計画を読ませていただいたのですが、今こちらでは説明では地域おこし協力隊の方が町民向けに活動してくださるということで私も安心したのですが、この間、朝来た時、仕事の時間前だからって役場の中が真っ暗でびっくりしたのですよね。仕事している人もいるのに電気も点けないで、でも仕事の時間前だからって何かそうところはちょっと違うのではないかなって私は感じたのですが、そういう意識は町民にも必要で本当に時間がかかることだと思うのですが、私たちの町がそういう意識の町だっていうふうに役場から発信していかないと町民の方たちにも伝わらないし、そういう意識が積み重なることで大きな力になるというのも事実だと思いますので、そのところは丁寧にやっていただきたいと思います。

今回、私この横断的というキーワードと町民巻き込みっていうキーワードの質問を取り上げたのは、以前給食について質問した時に食育計画ってむかわ町にあると聞いて、それすごくいいなと思って安平町でできないかなと提案させていただいたのですが、その食育計画を作るにはいろいろな課が関わらないとできないということがわかって、でもなかなか安平町の場合は健康福祉課の健康あびらに載っていますという感じで過ぎてしまったのですが、本当すごく手間がかかることで面倒臭いとは思いますが、より良い仕事をするために、ぜひこの横断的な手間がかかる皆さんのいつもの仕事以上にまたやらなくちゃいけないことになるのですが、ぜひそのような取り組みが安平町では当たり前な仕事のやり方みたいになつてここに住民が加わることで町民のための仕事になっていくかなと思って今回の質問を行いました。これを機に住民参画が各段に向上したり、声が届きやすくなる行政をお願いしたいと思います。これで質問終わります。

○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですね。

○9番（内藤圭子君） はい。

○議長（多田政拓君） 以上で9番内藤圭子議員の一般質問を終わります。
次に工藤秀一議員の一般質問を許します。

【通告No.5 1番 工藤 秀一】

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 1番工藤秀一です。4点について質問させていただきます。

はじめに子育て応援の社会を築くということで、まず1点目は朝の小1の壁ということで、NHKのおはよう日本から行き着いたこととあります。朝の保育園の預かり開始時間と小学校の登校時間との間に生じる数十分のギャップについて、小学校の校門が開く時間は遅くなる傾向にあって、背景にあるのは教員の働き方改革が大きいと思いますが、保育園の時は良かったが小学校1年生になったら働く親よりも遅い通学時間のため、悩む親が全国的に多くいて問題になっているようです。早来学園もこの4月から開門時間が遅くなっています。現在そういう意味で、相談件数を含め悩んでいる親御さんがどのくらいいるのか把握されていれば教えてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 本町においてはNHKで取り上げられる前から当町として課題を認識しており、昨年度から取り組み準備を始めています。昨年おいわけ子ども園では実施したアンケートによりますと農繁期や使いたい時がある程度の意見が少数ありましたが、早朝保育も無いことから保護者ニーズを含めて園側の受け入れ体制も急務でないと判断し、学校側にも実体験を聞いて実施しておりません。はやきた子ども園においてはアンケートまでは実施していませんが、朝の保育の受け入れもあることから同様の相談がありました。これらの状況から教育委員会への直接の相談ではありませんが、実態は学校が対応していることが課題と判断し、本年度より早来地区では早朝の児童館開放を行っています。報道が伝えた点は全国共通の課題で、ほとんど登校開始時間に開門する割り切った対応は普通に行われていますが、本町規模や比較的住宅街の見通しのよい学校であれば可哀想などの感情論で

結局教員が朝早くきて対応していますので、働き方改革を進めていますが、結局感情論が先行して本末転倒な対策が続いているのが実態となっています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 私も確認というか、どういう状況かというところもあって朝7時半ぐらいに早来学園の方を歩いてみましたが、開門を待つ生徒が数名待っているような状態で遊んでいました。そういう状況は、なんでこの児童館を使わないのかなという思いもありますが、伝わっているのかどうかわかりません。でも、そういった状況において全国的にというお話がありましたが、そのNHKのおはよう日本はディレクターが子育て中で同じ悩みを持っていて、同じ悩みを持つ共働き世帯を取材した番組でした。その中では子どもを朝1人残して戸締りさせているのは親としては心苦しいと。また、親として行ってらっしゃいと声をかけてあげたいと。子どももいってきますと言いたいのだろうなと感じて申し訳ない気持ちですという内容でした。また、登校する娘を見送るためには夫婦どちらかが転職をするしかないという結論に至って、話し合いの結果、夫が会社を退職して次の職場を探す。勤務やフレックス制度などの柔軟な働き方ができる労働環境を探したそうです。このように保育園の時は良かったけど小学校1年生になって親の出勤時間よりも朝登校する時間が遅いことで悩む親が全国的に多くいて問題になっているということで、安平町も住民の多くはというか苦小牧とか千歳に勤務している方も多くいるので、朝の通勤時間は町内で働くよりもずっと早く出ているのかなと思いますので、こういった状況はあるのかなと思っています。そういう意味で今回の問題として、自分で戸締りをして通学する町内の子どもの数等についてはどのように把握しているか教えてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 低学年と定義される小学1年生、2年生に対して具体的な人数は把握していませんが、おいわけ子ども園のアンケート結果やはやきた子ども園に寄せられた相談などから一定数そういった状況の児童が存在すると認識しています。学校への確認では、低学年に関わらず放課後活動の全ての事情までは把握されていないのが現状です。ただ、少なくとも仕事などで大方不在な家庭であれば、放課後児童教室や、そうでなければ児童館などの利用ができる環境は早来・追分にも整備されていて、安平や遠浅に居住している方にもバスの運行を行っていますので、回答としての観点は違

うかもしれませんが、保護者も課題と考えると、対応ができる場所はありませんので利用はできる環境であると思っています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 先に言いましたけど、児童館がそういう状態で開放できていると。早来学園はそうですが。そういった場所に朝子どもたちが行っていない方も多いようですけど、実際に児童館の方の、行っている方はどのぐらい行かれているのか。また、早くに学校に行っている人もいるので、開門していないのに玄関前で待っている人たちがいるということで、朝の居場所としては児童館よりも学校の方に足が向くのかなという気がするのでその辺の考え方、朝の子どもの居場所について考えを伺いたいと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今回の児童館の早朝開放するにあたっては、追分地区のご意見も聞いた中では、今お話されたように10分、15分であれば来ない可能性がありますよねということも含めて、その辺は検討材料とした中の1つの意見として捉えています。ただ、だから早朝保育の体制を作らなければ多分今、過渡期的なとか本当に困っている人であれば1時間、1時間半の早い時間帯はやはり親としても問題があるよねという部分であれば、児童館の方に行ってから学校に行くとすると思うのですが、子ども側も多分1年生、2年生ぐらいだとあれですが、3年生、4年生ぐらいだと今夏場とか外で待っていても問題ないような時期ですよ。ですからこの辺がよく北海道の先生方の対応する問題としては、北海道は冬はさすがに玄関前に待ってということは難しいと思いますので、その辺の今1年間早来地区では早朝保育を行っていた低学年の方の実態もあって整備をしました。また、追分地区は、そういった実態はなかったけれども学校として増えてきたねということを考えれば、親が実際に千歳・苫小牧に早朝に出ていくケースは確かにこちらも把握していますので、そういった中で現在行わせていただいていますから、周知も含めて親御さん、お子さんの対応の部分で、制度はきちんと進めた中で対応していくことが徐々にこの制度が浸透していくのかなと今は考えているところです。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

- 1番（工藤秀一君） 他の自治体の事例ですが、大阪の豊中市では小学校の開門時間をこども園に合わせて、民間委託で公立の39の小学校に各2名見守りを配置しているという事例があります。このような事例について考えを伺いたいと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
○教育次長（永桶憲義君） 当該自治体に合った対策を行っているのだと思います。当町としても実態を把握した上で安平町児童館条例を一部改正し、民間事業者の協力を得て柔軟に対応しています。今後も子どもの状況を把握し、適宜必要な対応に取り組んでいきたいと考えています。

〔井内教育長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育長。
○教育長（井内聖氏） この問題について、こども園と学校の機能の違いというものがあります。こども園は養護と教育が一体となっていますので、朝の受け入れの部分は養護で、その後教育というのが入ってきます。学校は養護の機能はゼロではないのですが基本的に教育の部分ですので学校が朝の受け入れを行うというのが今行っていないのが実態としてあります。ですからお子さんが早く来たとしても、時間までは学校の中に入れられないという状況が生まれています。早来地区で、まず先に早朝の受け入れができたというのはもう1つは位置関係もあります。はやきたこども園から早来学園までは目の前にありますのでひじょうに利用がしやすいと。では、おいわけこども園に朝送って、そこからまた追分小学校まで歩いて行くとなると子どもにとっても今度歩いて行く時間はそれだけ計算して早めに出なければならぬので返って負担になる可能性もあるだろうと。今、工藤議員の方からお話があったのは、例えば見守りの方を配置してだとか、そういった形でうまく学校が子どもを受け入れる居場所としても機能が持てないだろうかというご意見も含まれているのかなと受け止めました。これについては今すぐどうにかなるというものではありませんが、学校の在り方というものが、今回早来学園が地域の居場所としても学校というものを使っていこうという新しい形の学校ができていますので、教育機能だけでなく、他の機能を加えることができるのか、その辺りは調査研究に値するのではないかと受け止めています。

〔工藤秀一議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 工藤議員。

- 1番（工藤秀一君） 教員の働き方改革が必要なのは当然理解しています。その対策で子育て世帯に負担がかかるのは本末転倒だと思いますので、子育て世帯には十分配慮して、今おっしゃっていただいたようなことを検討していただきながら進めていっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

次の質問に移りたいと思います。今子ども誰でも通園制度ということで、親の就労要件を問わずに保育所を利用できる誰でも通園制度を、政府は2026年4月から全国で本格実施する方針です。この制度は子どもを一時的に預けることで親の育児負担や孤独感を減らすとともに未就園児が保育所などで同世代と触れ合う機会を増やすことで発育をサポートしていく目的があるとあります。質問として保育士への負担が増えるなど安平町では課題があると考えますが、全体としてどのぐらい園児が増えると予測されるか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。

- 教育次長（永桶憲義君） 住民基本台帳上の数を差し引くと、対象と想定される0歳児から2歳児の人数は、現在早来が18人、追分が15人ですが、どれだけの人が利用するかは予測はできませんし、年間通じて増えるということではないので、これ以上の把握ができない状況です。

〔工藤秀一議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 工藤議員。

- 1番（工藤秀一君） そういう意味で、こども園としての問題点として先生の数とか居場所というか、こども園の大きさといったところに問題点があるのかどうか伺いたいと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。

- 教育次長（永桶憲義君） 先ほどの数字を単純に全員受け入れる試算をしますと、配置基準では保育士の3、4人の増加をさせなければいけません。誰でも通園制度は利用者が必要な時に利用する制度ですので、毎日利用者があるものではありません。それに対して人を配置しなければならず、その人数は現在の制度設計では保育士1人と想定されています。利用希望者が多い場合、保育士1人では足りず、園側がその分を負担するのか、誰でも通園制度の利用待機児童を発生させることとなります。子育てしやすい町として保護者が必要に応じていつでもだれでも安心して子どもを預けられることがで

きる状態を目指すのであれば、両こども園に特に定員数が少ないおいわけ子ども園に対して、保育士の雇用を安定的にできるようにと町として支援を検討しなければならないと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） そういった様々な問題点もあるとは思いますが。現状ではこの制度を、1人あたりの保育提供時間については上限を月10時間としていますけども、モデル事業を今現在やっている自治体があって、そういった家庭へのアンケートの結果では月10時間を望む方というのはいなくて、希望する保育時間でいうと20時間以上とか30時間以上という答えが各25%ぐらいあるそうです。60時間以上保育してほしいという方が50%という結果になっていることから考えると、相当時間数もあるのかなと思います。そういう意味で2026年に施行される場合に、安平町としての準備をどのように進めていくかが問題になっていくと思いますので、その辺のところ可能性としてどうか、どう進めていくか考えがあれば伺いたいと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 現時点では今議員がおっしゃられたとおり、利用者側のニーズとこの制度の設計とかが若干やはり合っていないところがあるので、当然合わないところに人員を配置するような対応もできませんし、だからと言ってその時間数が制度的に増えたことによって今度はこども園の施設の許容定員の問題が来てしまうとか。この辺は実際の制度が運用されるというか概要がきちんとはつきりしなければ、私たちも正直今の段階では対応ができないようなところかなと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 共働き家庭ではないのに、なぜ保育の提供が必要なのかとか思われることもあるかと思いますが。調査では子どもが保育園や幼稚園に通っていない未就園児のいる家庭では、親が孤独な子育てに陥りやすいということがわかっているようです。また、孤独な子育てに追い込まれて誰にも相談できない状況下での育児は、子どもへの虐待リスクが高まるとか、一方で子どもが幼少期からたくさんの子どもや大人と関わることは、心身の発達に大きなプラス効果をもたらすというところから週に1、2回でも保育園

を利用できるようになるだけで親子ともに安心と安全が増すということのようです。そういった意味で、どうかスムーズに立ち上げられるように今回質問させていただきましたので、2年後に立ち上げられるようどうかよろしくをお願いします。

次にヤングケアラー支援について質問させていただきたいと思います。国では現在、ヤングケアラーの支援体制を構築するため各自治体の取り組みを促す補助制度を設けています。この中に相談窓口設置の推進があり、今年度予算では進路やキャリアに関する専門支援員を窓口配置した場合に補助額を上乗せする措置が盛り込まれております。実態調査では進路や就職など、将来の相談に乗ってほしい声や自分の状況について聞いてほしいなどが挙げられております。国が啓発活動を展開してヤングケアラーという言葉の認知度が上がってきました。支援を実施する自治体も増えてきた一方で、地域によるばらつきが課題となっています。安平町はどのような支援対策が取られているのか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 学校は単に勉強を教えるだけの場ではなく、子どもたちの健康状態や生活の変化を観察する場でもあり、本町は児童生徒数も多い環境ではないので、見守りは機能している状況になっています。しかしながら、不登校になったりして、その原因究明の過程でその要素がある場合もあり、解決のため支援先との連携は行いますが、普段の学校のアンケートなどで家事手伝いをさせられて嫌だとか、兄弟の面倒はみたくないなどのレベルの認識はしているものの、訴えから今のところ他の機関に結ぶ事例は生じていません。学校現場では、現在CFCIの取り組みとしても子どもの意見を聞くことのできる方法を取り入れていて、これまでの方法以外に状況を聞き出すことに取り組んでおりますが、子どもたちの生活に著しく影響のある事案としては、ネグレクト事案になっている場合などは実際に児童相談所などにつないで対応しているケースもあるなど、実態把握と関係各所との連携は行っている状況です。

〔小板橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小板橋憲仁君） 現在、健康福祉課内において子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を配置し、妊産婦等が抱える子育てに関する相談や虐待、貧困などの問題を抱えた家庭に対する相談体制をとっています。相談内容によっては教育委員会とも連携を図り、相談体制と支

援体制を行っているところです。ヤングケアラーに対する支援については、ご家庭の家族状況やその世帯が公的支援を受けられないのかどうかといったそれぞれの家庭事情を把握する必要があります。支援を必要とする方においては関係機関と情報共有を行い、これまで対応させていただいているところですが、専門支援員は配置されていない現状がありますので、丁寧な聞き取りが重要であると考えています。近年は共働き家庭が増えたり、ご自宅で療養される方が増えたりといった社会情勢の変化も要因の1つであろうと思われませんが、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援が必要でありますことから、学校、地域、行政がさらに相互連携を深め、今年度において子ども家庭センター設置に向けて協議を行うことになっていきますことから、専門支援員の設置の有無を含めて進めて参りたいと考えています。また、町全体での年代にとらわれないケアラー支援を含めて取り組んでいけるよう努力して参りたいと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 今おっしゃられたように、ヤングケアラーは実態把握が難しく各機関の連携が非常に重要だと思います。家庭内のデリケートな問題なので困っていても抱え込んでしまう子どもが少なくないと思いますので、必要に応じて支援のできる町として情報を集約し連携できる体制が構築できていけばいいなと思いますので、今聞いていると少しずつ進んでいるのかなと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。家事等で日常的に苦労されている18歳未満の子どもがいたら助られる町でありたいなと思いますので、どうかよろしくお願ひします。

それで最後に、子育て部分での質問で最後になりますが、給食の無償化について伺います。近年、学校の給食費を無償化する自治体が広がっています。経済的に大変なひとり親家庭などでは重要と思います。困窮家庭には就学援助制度もありますが、制度を知らなかったり利用への偏見を恐れて利用できない方もいます。無償化されれば、そうした家庭も含め誰もが安心して給食を食べられます。安平町としても給食費の無償化を今進めるべきと思いますが、いかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 平成30年6月議会や12月議会で同様の質問をいただいておりますが、令和5年3月議会では工藤議員より質問をいただいた時の内容と変わりなく、基本は保護者には応分の負担をいただき給食の提供を行っ

ていきたいと考えています。この度ご質問いただいた子育て環境の充実に、単に費用負担で解決するのであれば福祉施策含めて国レベルで検討していただかないと、北海道内でも自治体同士お互いが競争相手となって何の解決に向けているかがわからない部分ではないかと思っています。その点、本町の教育委員会としては教育への充実に基本に施策展開をしており、給食無償化は違う案件と考えながらも低所得者への支援は実施していますので、その他要件として挙げられる子育て支援策、定住化策の目的でも以前と同様に優先として取り組む施策との判断には至っていませんので、ご理解いただきたいと思っています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 政府の子ども未来戦略に、学校給食費の無償化に向けた具体的な方策を検討することになっていて、文部科学省は去年9月時点の全国の無償化の状況を調べております。このうち所得条件などを設けずに児童や生徒全員を対象に無償化していたのは全体の30%に当たる547自治体です。全国1794自治体のうち547自治体で実施していると。6年前の調査では76自治体だったのが、率にして4%だったところが現在は30%に至っていると。文科省は取り組みが広がっているとしています。この無償化がどのくらい広がったらこの安平町ももっと検討をしていくのかなと考えますが、こういった給食費の無償化について、今回教育長も新しくなったことから教育長の考えがあれば伺いたいと思います。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖氏） 先ほどの学校というところが機能として養護の機能と教育の機能、この2つを今後期待されるというところが今国の方で考えている給食費の無償化の議論になっているかなと思います。従前はやはり学校は教育機関であるということですから、受益者負担として給食については家庭が応分の負担をします。ただし、その一方で経済的に厳しい世帯等については就学援助という仕組みをもってサポートしていくというのがあったと思います。先ほどの工藤議員からの別な質問でもありましたように、学校が居場所としてその機能を求められていたり、また、コロナで休校になった間、給食を食べることができないことによって十分な栄養を確保できないと心配される児童生徒が出てきたというような報道も一部ではありました。そういったことも総合的に鑑みながら、現在の国の動きとなっているのかなと思っています。ただ、当町においては今までの考えと私も継続しています。安

平町の教育行政の課題の中には、単に乳幼児、子どもだけではなくて教育行政の中には青年の方も高齢者の方も含まれています。そう考えていった時には限られた財源の中で何に集中をしていくのかと検討していった時には、今現在まずは教育の質もそうですし、あらゆる教育行政の課題に限られた財源を充てていこうといった時には教育費の無償化によって財源の多くをそちらに回すというよりは、他の諸課題にしっかりと向き合っていくというのが当町の考えかなと思っています。また、その一方で食材費の高騰の問題があります。それによって給食費の改定の検討がありましたが、その部分は食材費の高騰部分を給食費の改定で保護者の方に応分負担するのではなく、当面の間、町の方が全ての子どもの食材費の値上げ分を負担するという事で現在取り組んでいます。ですのでそういった意味では給食費の無償化にまでは至っていませんが、全ての児童生徒の食材高騰分については現在、安平町が一定負担を持っているということから給食費の無償化に関して全く考えていないというわけではないという認識でいます。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 現在、その無償化している自治体の無償化した理由について複数の回答を聞いたところ、90%が保護者の経済的負担の軽減と子育て支援になっています。残りの10%は、少子化対策ということが大きな回答になっている実態から、子育て支援に手厚い町として給食費の無償化は今後必要になってくると私は思っていますので、どうか早い段階での実施についてご検討よろしくお願ひしたいと思います。以上で、まず子育ての支援、応援の件について終わりたいと思います。

続きまして鳥獣対策についてです。先月、今月と熊出没で不安な時を過ごしましたが、令和4年度の北海道の予算としてヒグマ対策推進費が拡充して出没対策、捕獲対策の強化や普及啓発等による被害軽減を推進。また、狩猟者育成確保推進事業が新規に確保され、道内外の狩猟者を確保、育成、有害鳥獣の駆除を加速する事業となっています。これらヒグマ及び有害鳥獣の対策推進について、安平町としての取り組みについて考えを伺いたいと思います。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 安平町の有害鳥獣対策について、現在までの取り組みについてご答弁させていただきたいと思ひます。有害鳥獣対策として、安平町では平成21年、22年の2か年で農業被害の軽減を図るため、国の

事業を活用しながら一部の地区を除く町内全域に鹿柵を設置しており、その管理は地域に担っていただいている状況です。また、エゾシカの捕獲者に対しては、国の鳥獣被害防止緊急等対策事業による奨励金に加え、安平町、JAによる上乗せ支給を行うとともに通常4月から9月までの駆除期間を12月まで延長し、捕獲意欲の増進を図っているところです。令和4年度からは町独自の取り組みとして狩猟免許申請手数料、医師の診断手数料の全額助成、くくり罠の購入費助成等の取り組みにより捕獲体制の強化に努めています。

次にアライグマについてですが、多面的機能支払い交付金事業により、農業者で組織する10協議会が箱罠等の設置、捕獲等を実施している状況です。これらの取り組みを今後も継続していきたいと考えているところです。

そこで先ほど北海道の予算の拡充の町の取り組み推進のお話がありました。この年明けから北海道から町に入ってきております通知の中身でいきますと、まず1つ目に春熊の捕獲の強化ということで案内が来ています。色々な過去の地理的条件というか、出没の状況等を踏まえて、協議会とも協議した中で取り組みへの要望はしていない状況です。あと人材育成という括りの中で狩猟者向けの捕獲講習会も案内が来ている状況になっています。協議会とは協議しながら、実質は参加はしていないのですが、ハンターさんも仕事を持っていないながらハンターの業務にあたっているということに参加はしていない状況になっています。それと鹿の特別対策ということで捕獲強化に要望しませんかというご案内が来ているのですが、今事業の中身等複雑な面がありまして、振興局と現在協議しているところです。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 今回熊の出没の件で色々調べてみたのですが、環境省で自然環境局発行の熊類の出没対応マニュアルというのがあって、これ非常に大事だなと思ったのですが。熊出没時の町の連絡体制の図だとか、情報の伝達方法とかどのように伝えるのかって。役場が休日な場合がどのような連絡体制になるのかなというところもあります。熊類に遭遇した際にとらなければならない行動とかも含めていろいろマニュアルがあったので、これ安平町としても広報に掲載するとか、何か情報を共有できるようにしていただけないのかなと思いました。また、熊が出た時に追っかけているというか調査、行動している範囲を把握しようとしていると思うのですが、住民になかなか伝わらないというのがありますし。例えば町の中であればドローンを使って追跡するようなことをして熊の出没したところを住民に即伝えていただけるような活動ってできないのかなというのと。今2つ質問したのですが、考えを伺いたいと思います。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 森池産業振興課長挙手。

○産業振興課長（森池和哉君） まず熊に遭遇した時の対策ということ、質問が1つ目かなと思います。町の方で広報紙を使いながら春熊への注意喚起、秋にもう一度、町報等を使って注意喚起をさせていただいています。また、昨年のいつだったかあれですが、昨年以降、毎月月初めにホームページの一番上に熊に遭遇した時の注意ということで掲載をさせていただいている状況になっています。それと出没時のドローンの活用ということに関してですが、今回私どもも市街地付近への出没ということで5月、6月対応させていただきました。実は自分が驚いているところでいきますと、非常に第一報の通報から熊の動きが早いということです。追分の5月2日でしたか。ここも約30分ほどであつという間に小学校の坂の方に移動している状況で、今回も早来であったところは8時13分に第一報が警察に入って、うちが受けたのが8時35分です。その後、現地確認して痕跡等見つけられなかったのですが、その後新栄のホルスタイン共進会場付近で、わずか30分ぐらいの間でそこに移動しているということで、なかなかケースバイケースとは思いますが、ドローンを活用するところは非常に難しい対応になってくるのかなと思います。今後そういう取り扱いについて、ハンターの人と経験、見解も踏まえながら検討して参りたいと思っています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 熊は足が速いと聞いていますので、調査するのも難しいかと思います。でも、住民もそれも含めて不安が大きいところなので、今後とも対策の方よろしくお願ひしたいと思います。

2つ目の質問で、出没対策や生息実態調査について考えを伺いたいと思います。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 出没対策について、最初に答弁させていただきます。出没対策としては安平町の熊出没対応マニュアルに基づき対応しています。初動として住民及び警察などからの出没情報があった場合、産業振興課において現地の確認を行います。その後、必要に応じ副町長、総務課長及び産業振興課長と協議の上、一次配備会議を招集することとしています。さ

らに住民に危害を及ぼす恐れがある場合は、町長は非常配備として熊対策本部を設置し対策を講じることとしています。一次配備、非常配備のいずれの場合もマニュアルに基づく関係各課の役割を明確にし対応しているところです。なお、この熊出没対応マニュアルには、職員の連絡網も添付して装備している状況になっています。

〔工藤秀一議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 工藤議員。
- 1番（工藤秀一君） 過去に僕、防犯カメラの設置について質問したことがあります。この鳥獣対策としても町内要所にカメラ設置も必要ではないかなと思いますけども。そのようなことへの考えはありませんでしょうか。

〔森池産業振興課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（森池和哉君） 現在、出没の箇所というのは非常に多岐にわたるため、その管理も含めて考えてはいないのですが。現在のカメラの取り組みとしてやっていることというと、農村地区、この時期からだんだん作物が成長してきます。そういった意味で非常に出没が、同じ場所に出てくる場合があって、そこに箱罾等の設置、監視用のカメラを設置している場合がその出没の状況によってはあって、現在もそういったカメラの設置は出没箇所においては取り組んでいる状況になっています。

〔工藤秀一議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 工藤議員。
- 1番（工藤秀一君） わかりました。全国的に難しい問題だと思いますので、安平町5月と6月に熊が出没して、運よく退治できたと言っておりましたが、人的被害もなく荒らされた状態も無かったようなので、住民においては今後について不安が大きいところとは思いますが、今後とも対策の方よろしくお願ひしたいと思います。鳥獣対策については、

〔森池産業振興課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（森池和哉君） すみません。先ほど生息の実態調査と人材育成の質問も入っていましたかね。そこを2つ抜けていましたので町の考え方についてご説明させていただきたいと思ひます。

生息実態調査についてですが、既に令和5年度から北海道において地域個体群生息数調査を実施しています。調査の背景としては熊による被害や目撃が相次いでいることを受け、北海道は現在ヒグマ管理計画を見直すこととしており、地域ごとの推定生息数、目標駆除数を決定するものです。いずれにしても北海道が実施するもので、安平町として生息実態調査を実施する予定はありません。

次にエゾシカの生息数ですが、エゾシカを捕獲した場合、写真の添付と個体の一部の提出を求めています。写真を撮影する際には町内のどこで捕獲したものがわかるようにブロック割りした位置を記載することとなっております。そういった状況からハンターは生息地を既に把握している状況です。現在、国の事業において先ほどお話したエゾシカの特別対策事業の要望調査が来ており、事業内容について振興局に確認中です。

次に人材育成についてです。安平町有害鳥獣対策協議会が有害鳥獣の駆除を担っていただけていますが、10年ほど前まで20名程度の協議会員で推移していました。令和2年には17名まで減少した経緯はありますが、令和6年度総会時点で26名の会員数となっています。

また、捕獲実績についてですが、平成30年は361頭、令和元年304頭、令和2年408頭、令和3年512頭、令和4年494頭、令和5年516頭となっており、ここ3年間は平均的に500頭程度の捕獲実績があります。会員の増加とともに捕獲頭数が伸びている状況で、協議会における人材育成の成果と捉えているところです。現在ライフル所持者が26名中8名であり、将来的に減少することが予想されることから、その対策について有害鳥獣対策協議会と協議していく必要があると思っています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） よろしくお願ひします。次の質問に移らせていただきます。

3つ目として、がん治療などの外観装具についてです。がん治療に伴う外見、アピランスの変化に悩む患者支援のため、医療ウィッグ、かつらです。ね、乳房補正具、切除した目や鼻などの一部を補完する人工物エピテーゼに関して。目以外は全額実費負担になっていますが、購入費用に対する助成事業について考えを伺いたいと思います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 現在、国の制度では医療用ウィッグなどに

については保険適用外とされており、高額であることから患者さんの負担は大きいものと思われます。6月から札幌市が助成制度を開始しているようでして、人工乳房は上限を5万円、ウィッグは上限を3万円、補正下着は上限を5000円とする助成制度となっているようです。その他に北海道内では函館市、伊達市、芽室町、音更町で開始済みとなっており、8月からは旭川市で開始されるようですが、これらの購入相場は数万円、数十万円とも言われ高額なものです。患者さんの精神的負担や経済的負担を軽減するためにも助成制度の必要性は認めつつも、町の財政状況を考えますと近々の実施は難しいものと考えますが、他の自治体と同様に助成上限額を設けるなど国、北海道、近隣自治体の動向を踏まえて実現に向けて努力して参りたいと考えているところです。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 外見の変化によって、がんの治療によって薬物療法とか放射線治療によって脱毛とか皮膚の変化、手術によってできる傷などがありますが、このような外見の変化によって自分らしくないという思いを持ったり、人前に出ることに消極になると。病気だということが周りにわかってしまうというような心配や辛さを感じたりする人も多くいるようです。そのような気持ちを抱いた時はアピアランスケアを通して気持ちを楽にして自分らしい生活とか社会とのつながりを、治療への意欲を保つことを目指せるといいということで、このアピアランスケアを補助する自治体が増えていると思います。ぜひ安平町もよく検討していただいて、今後について対応していただければいいなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。がん治療などの外観装具については以上で終わります。

次に補聴器について質問させていただきます。補聴器の助成とか以前にも質問したことがありますが、耳周辺の軟骨の振動を通じて音が聞こえる軟骨伝導を応用したイヤホンを窓口に設置する自治体とか金融機関、病院が増えています。一部では警察署でも、東京警視庁のところでも使うようになってきています。耳の遠い高齢者とは意思疎通が難しいのですが、これを使えば付属の集音器が職員の声拾ってイヤホンを通じて相談者にはっきり届くそうです。普通イヤホンだと穴が空いていて、耳の穴に入れるので清潔感がないというか衛生上よくない状態なのですが、この耳の軟骨伝導のものはイヤホン部分には穴も凹凸もないため、消毒しやすく不特定多数の人が利用しても清潔に使えることも導入の決め手だそうです。老眼鏡だと各窓口によく置いてありますが、それと同じような感覚で使えるのではなかろうかと思えますので、この安平町の窓口にもイヤホンを設置していただけないかなということでの質問です。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） ケアプランの作成など在宅高齢者の生活支援を主に担当している地域包括支援センターからの回答としては、来庁時や訪問時における耳の遠い高齢者との会話について、容易に理解していただけるよう周囲の状況に応じて声の音量や音域を調節し、ゆっくりと、はっきりとした発音で、かつ、視覚的な手段も活用しながら表情豊かにコミュニケーションをとることを心掛けています。したがって、地域包括支援センターにおいて耳の遠い高齢者との意思疎通が困難であるという認識はありませんが、庁舎におけるバリアフリー化としては老眼鏡や授乳スペース、多目的トイレなどと合わせた標準の装備になりうる設備であると認識しています。また、最近では補聴器及び人工内耳に内蔵のテレコイルを応用したヒアリンググループシステムを公共施設に整備している自治体もありますことから、先進地の事例も参考に今後検討していくことになっていくと考えております。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 私はYouTubeでテレビのニュース報道を見たのですが、先ほども言いましたように警視庁の大崎署で全国の警察署で初めて軟骨伝導の技術活用をしたイヤホンが設置されて、実際にその警察署内で難聴者とやりとりする場面が映されていたのを見ました。大きな声で話す必要がなくなったので、個人情報保護につながるし、誰でも相談しやすい環境を整えて事件や事故を未然に防いでいきたいと、警察署署長もインタビューに答えていました。難聴は認知症の重要な危険因子でもあって、難聴で困らない環境を整備することで認知症の予防につながるとも言われています。その上、小さな音でも明瞭に聞こえる軟骨伝導イヤホンは周囲に音が漏れることがないと。雑音を除くなどの特徴があると紹介されていました。革新的なイヤホンの誕生のようです。軟骨伝導は高音質で耳の穴を塞がないのですね。シンプルなデザインで、耳の穴に入れないのでストレスも大幅に軽減されると。聞きたかった声をより大きく聞けるという状況だそうです。現在日本では1400万人の難聴者のうち200万人しか補聴器を使っていないそうです。1人でも多くの方が快適に聞こえて生活できるように、その後押しができるように安平町窓口を設置して推進してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 先ほど答弁させていただいた部分と同じくなくなってしまいますが、北海道で言いますと帯広市とか岩見沢市とかで先ほど申しましたヒアリンググループシステムを設置しながら軟骨伝導も含む補聴器及び人工内耳に内蔵のテレコイルを応用したものを整備している部分もありますので。今後、安平町としては行革の部分で施設の有効活用ですとか窓口の一体化とかの部分でこの話が出てくるものだと考えています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 色んな情報でこれを聞いていて、別に営業するわけではないですが、今までの補聴器とかイヤホンの概念が変わると言っています。今までのイヤホンは何だったのかというぐらいの発明のようです。集音器はこの胸にぶら下げる小さなペンダント状で、イヤホンは左右の耳の縁に引っ掛けるだけなのですね。左右にボリュームがあってステレオ感覚で音質もとてもいいそうです。骨伝導と比較すると軟骨伝導は全く別物で、メカニズムが全然違って耳の穴を塞がないということもあるし音漏れも、骨伝導は音漏れするけれども軟骨伝導は音漏れが全くないので周囲にも迷惑がかからないと。とても安価であるということで。2万9480円って書いていました。まず購入して1つでも窓口に設置していただければなと思っての質問ですけど。回答は要りませんが、ご検討いただければなと思いますのでどうぞよろしくをお願いします。

回答はいただけるのであれば。あれ、何か抜けていましたか僕。あ、②があったのか。さっき質問しませんでしたか、快適に聞こえて生活できるように後押しできるよう推進しませんかっていうことで。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 私②の部分でお答えしていなかった部分がありますので、その部分を回答させていただきたいと思います。加齢によって聴力が低下してしまった場合、残念ながら医療的な治療は難しいと言われており、一度低下してしまった聴力を元に戻すことはできないとされています。地域包括支援センターや居宅介護支援事業所においては、補聴器を活用することで聞こえを補うことは可能とされていますので、聴力が低下した状態をそのままにしないで補聴器を含む解決方法として病院の受診をこれまでどおり促していきたいと考えています。

補聴器購入の補助については、障害者相互支援法に基づく補装具支給制度を利用することができますが、あらかじめ身体障害者手帳の交付を受けた上で補助金の申請をすることとなります。補助金の額については、購入する補聴器の種類に応じた限度額の設定や本人の所得状況に応じて変わってきますが、目安としては全額補助から7割補助となります。

〔工藤秀一議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 工藤議員。
- 1番（工藤秀一君） 以上で私の質問を終わります。

- 議長（多田政拓君） 以上で1番工藤秀一議員の一般質問を終わります。

◎ 延会宣告

- 議長（多田政拓君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会とします。なお、明日は午前10時に再開しますので参集方よろしくお願ひします。本日はご苦勞様でした。

延会 午後4時50分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
